

海老名市教育委員会

(平成31年 4月 定例会議事日程)

日時 平成31年4月25日(木)

午後2時00分

場所 えびなこどもセンター 201会議室

教育長報告

- 日程第 1 報告第 2 号 海老名市教育委員会関係職員の人事異動について
- 日程第 2 報告第 3 号 平成31年度海老名市教育委員会非常勤特別職の委嘱等について
- 日程第 3 報告第 4 号 海老名市文化財保護条例施行規則の制定について
- 日程第 4 報告第 5 号 海老名市文化財保存整備委員会条例施行規則の廃止について
- 日程第 5 報告第 6 号 海老名市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則の一部改正について
- 日程第 6 報告第 7 号 海老名市指定文化財保存管理等事業補助金交付要綱の改正について
- 日程第 7 報告第 8 号 海老名市部活動支援員派遣要綱の一部改正について
- 日程第 8 報告第 9 号 海老名市修学旅行検討委員会設置要綱の制定について
- 日程第 9 議案第 13 号 海老名市立歴史資料収蔵館設置条例施行規則の一部改正について

海老名市教育委員会

平成31年 4月定例会



◇教育長報告

1 主な事業報告

- 3月 8日（金） 教育委員会3月定例会
教育課題研究会
柏ヶ谷小学校トンガ寄付文房具受領
学校管理職・行政職等人事異動内示
- 9日（土） 学校管理職・行政職等人事異動内示
- 11日（月） 中学校卒業式（柏ヶ谷中学校）
東日本大震災追悼のための黙とう
学校管理職等人事異動校長会長への説明
- 12日（火） 国際ソロプチミストチャリティコンサート
一般質問部内調整
臨時校長会（人事説明）
- 13日（水） 市議会第1回定例会一般質問（第1日目）
- 14日（木） 市議会第1回定例会一般質問（第2日目）
- 15日（金） 3月教頭会議
- 16日（土） 海老名ジュニアフットサル大会
少年消防クラブ修了式
- 17日（日） 中学校吹奏楽部春のさわやかコンサート
- 18日（月） 主任児童委員との懇談会
- 19日（火） 文教社会常任委員会（予算審査）
さがみ野駅前交番開所式
- 20日（水） 小学校卒業式（有鹿小学校）
毒グモ注意情報発信
- 22日（金） 海老名市交通安全対策協議会
- 23日（土） 飛鳥ライオンズクラブ30周年記念式典
- 25日（月） 第三学期修了式
朝のあいさつ運動（有鹿小学校）
- 26日（火） 学校地域ネットワークづくり運営委員会
最高経営会議



- 28日(水) 市議会第1回定例会本会議(閉会)
新採用教員等希望者研修会
青少年健全育成連絡協議会
- 28日(木) 社会教育委員会議
学校予算説明会
あそびっ子パートナー情報交換会
- 29日(金) 教職員辞令交付式(辞職)
市職員教職員退任式
海老名支援学校新井校長退職あいさつ
農業委員退任式
週部会

- 4月 1日(月) 教職員辞令交付式(異動、昇任、採用)
新採用教員採用時研修会
教育委員会辞令交付式
農業委員任命式
教育専門指導員等打合せ
週部内
- 2日(火) 清川村教育長就任あいさつ
- 3日(水) 県央教育事務所長あいさつ
教育委員会施設新年度巡視
週部会
- 4日(木) 新任指導主事学習会
現職教育打合せ
- 5日(金) 第一学期始業式
中学校入学式(海西中学校)
わかば学園新園長あいさつ
- 6日(土) 中央農業高等学校入学式
- 8日(月) 有馬高等学校入学式
小学校入学式(有鹿小学校)
- 9日(火) 海老名小東側特殊地下壕対応状況説明
補助指導員打合せ会
教科用図書事務担当者会
- 10日(水) 週部会
4月校長会議(第1回)
小中外国語教育担当者会議



- 11日(木) 図書館指定管理モニタリング
あきば作業所カフェ訪問
- 12日(金) 4月教頭会議
屋内運動場大規模改修基本設計説明
教育支援会議
学校事案対応チーム打合せ
- 14日(日) 総合教育会議
青少年指導員連絡協議定期総会
大谷歌舞伎見学
- 15日(月) 文化団体連合会総会
PTA等広報編集研修会
教育課題研究会
介助員看護介助員打合せ会
図書館教育担当者会
- 16日(火) 拠点校指導員連絡会
学校予算配当説明会
- 17日(水) 週部会
用務員連絡会
現職教育運営協議会
- 18日(木) 全国学力学習状況調査
- 19日(金) 児童生徒指導担当者会
- 20日(土) 少年消防クラブ入会式
- 22日(月) 4月校長会議(第2回)
家庭教育学級運営研修会
県央教育長会議
- 23日(火) 修学旅行検討委員会
- 24日(水) 週部会
社会を明るくする運動委員会
おはなしたまてばこ総会
防災教育担当者会
- 25日(木) 教育委員会4月定例会
市長定例記者会見
海老名市自閉症児者親の会
教育部歓送迎会



② 平成31年度新学期の状況について

海老名市立小中学校19校の平成31年度の新学期がスタートしたところです。

教育委員のみなさんには、小中学校の入学式にご出席いただき、期待にあふれる新入生の姿とよりよき子どもの成長を願う多くの保護者ご家族の方々の姿をご覧いただいたことと思います。

私としては、この子どもたちに失礼のないように、自分の職責を果たさねばと、気持ちを新たにしたところです。

それでは、平成31年度の新学期の状況を説明します。

<児童生徒数>

○小学校ー 7, 100人 (内支援級146人)

○中学校ー 3, 488人 (内支援級 66人)

◆合 計ー 10, 588人

<学級数>

○小学校ー 217級 支援級ー 35級 計 252級

○中学校ー 96級 支援級ー 15級 計 111級

◆合 計ー 313級 50級 363級

<教職員数>

○小学校ー 387人 非常勤32人 (県28市4) 計 419人

○中学校ー 215人 非常勤21人 (県11市10) 計 236人

◆合 計ー 602人 53人 計 655人

※教職員数には、学校用務員、補助指導員、介助員、看護介助員等は含まれていません。

昨年度比、児童生徒数は、小学校で89人減、中学校で22人減、合計で111人減となっています。

学級数は、小学校で3学級減。中学校で1学級減、合計で4学級減となっています。

教職員数は、定数で、小学校は1人減、中学校は増減なし、合計で1人の減となっています。非常勤教職員については、まだ確定していない状況があります。

全体として、児童生徒数が微減の傾向が続いています。

今後の開発等により、地域間の格差はありますが、数年後には、児童生徒数の微増が予想され、それに伴い、学級数、教職員数も微増の状況になると考えられるところです。



③ 平成31年度（令和元年度）教育部「R1計画」（重点課題）
について

このことについては、年度始めの市長指示を受け、今年度事業執行にあたって部内協議により、平成31年度教育部の重点課題としてまとめたものです。

今後、各課・係で課題項目ごとに実施計画として「R1計画」を作成し、一年間、進行管理をしながら取り組んでいくものです。

それでは、伊藤教育部長から説明します。

※別添資料 平成31年度「いがすたいがすた」 第1号
平成31年度（令和元年度）教育部「R1計画」（重点課題）

以上でございます。





いがすたいがすた

教育長だより 第1号

H31.4.4 伊藤 文康



平成31年度がはじまりました。

5月1日から「令和」元年となる年度です。

新しくなることへの希望を感じるスタートです。

4月1日、昇任・採用・配置換のみなさんに、辞令をお渡したところですが、できれば、全員のみなさんに、「新学期が始まります。今年も一年よろしくお願いします。目の前の子どもたちのために、新たな気持ちで、ともにがんばりましょう。」という意味で、辞令をお渡しできればよいのにと考えたところです。

さて、明日から、子どもたちが学校にやって来ます。戻ってきます。

進級・入学への期待と不安を抱えて、登校してくることでしょう。

クラス替えの発表、担任の発表と、子どもたちは、ワクワク・ドキドキのことでしょう。

多くの子どもは、それを受け入れて、元気に新たな思いでスタートすることでしょうが、一方で、環境が変わることへの不安を抱く子どもも多いことでしょう。

子どもたちの「はじめの一步」を優しく支えていただければと思いますので、よろしくお願いします。

今年度の新学期は、春が、桜の花たちが、子どもたちが学校に来るのをちゃんと待っていてくれたようで、うれしい門出です。

あらためて、みなさん、今年度も一年間よろしくお願いします。

『不易と流行』

教育界ではよく使われる言葉です。しかし、私は、あまり好きな言葉ではありません。なぜかというと、「不易」の解釈に誤解を生じることが多いからです。確かに、教育は、みなさんの職務は、様々な改革の中にあっても、目の前の子どもたちとともに、学び、生活し、同じ時間を過ごす中で、ひとりひとりの子どもとかかわり、その成長を支えることにあります。

これは、いつの時代になっても変わらないこと、変えてはならないことです。しかしながら、みなさんの有様が、これまでと同じでよいということではないと思うのです。不易を盾に、何も変えない歩みは後退なのです。

「不易」の大切さを守るためにも、みなさんには、日々、指導法を改善し、児童生徒理解を深め、教員としての自分を高めてほしいと思うのです。

子どもたちとともに、成長をしてほしいと願うのです。

平成 31 年度（令和元年度）教育部「R 1 計画」（重点課題）

各課共通事項

- ① 市制施行 50 周年に向け、様々な見直し（組織、団体、事務事業等）を行う。
- ② ハラスメントを許さない職場づくりを行い、良好な職場環境を継続する。
- ③ 働き方改革の実践
- ④ 若手職員の育成により、組織の活性化を図る。

1 教育総務課

(1) 事務処理の合理化・改善

- ① 学校・市教委による二重決裁の解消
 - ・ 学校における支出命令（財務会計システム）の起票及び決裁
 - ・ 例規の改正（市長の権限に属する事務の補助執行等に関する規程など）
 - ・ スケジュールの立案
 - ・ 学校との調整
 - ・ 市内部の調整（文書法制課、企画財政課など）

(2) 学校施設再整備計画に基づく事業の推進

- ① 今泉小学校校舎増築
 - ・ 平成 31 年度設計の実施及び施工時期の検討
 - ・ 国庫負担金事務の調整
 - ・ 学校給食調理場の整備検討（設計委託料の補正予算措置）
- ② 学校体育館空調設備の整備
 - ・ 基本計画の実施（工法の検討）
 - ・ 学校環境改善交付金の要望
 - ・ 年度別計画（実施校）の作成
- ③ 安全・安心で居心地の良い学習環境の実現
 - ・ キメ細かな学校施設の維持補修
 - ・ 学校施設の不具合箇所の現地踏査
 - ・ 包括的修繕契約締結の研究

(3) 文化財の積極的な活用による市の魅力 P R

- ① 文化財保存活用計画の策定及び活用の推進
 - ・ 保存と活用の両輪による文化財行政の推進

2 就学支援課

(1) 保護者負担経費軽減の継続（制服・ジャージ等）

- ① 制服・ジャージ等のコンペ方式による価格抑制
 - ・ 昨年度の実績（価格抑制、品質向上）を踏まえた継続的实施
- ② 学校における保護者からの徴収金の見直し
 - ・ PTA 会費などを含めた学校毎の状況把握及び改善方策の検討
- ③ スクールライフサポートの見直し
 - ・ 修学旅行積立金にかかる要綱改正の検討

(2) 健康管理システムの導入

- ① 0歳児からの切れ目のない健康管理の実現
 - ・ 学齢期以降のデータ移行（市長部局へ）の検討
 - ・ 学校におけるデータ入力 of 早期実施（入力方法の早期決定）

(3) 学校給食検討委員会による今後の学校給食のあり方の検討

- ① 年間スケジュールの策定
 - ・ 検討項目と結論の時期を念頭に。
- ② 中学校完全給食の検討
 - ・ 全校同時実施の可能性の検討
 - ・ 週3日での実施の可否
- ③ 学校給食調理施設の現状を踏まえた検討
 - ・ 新たな給食調理施設の整備
 - ・ 上記の整備箇所の選定
 - ・ センター方式、単独調理場、親子方式の選択
 - ・ 今泉小学校増築との関係整理
- ④ 給食を取り巻く諸課題の検討
 - ・ 食育、地産地消の推進
 - ・ 給食費（保護者負担）の検討
 - ・ 学校給食費滞納に関する対策
- ⑤ アンケート等による意見の聴取
 - ・ 保護者、児童・生徒からの意見聴取
 - ・ 意見聴取の対象者の検討

(4) 人口動向を踏まえた学校規模の適正化

① 学区再編の検討

- ・ 地域毎の人口動向の的確な把握
- ・ 今泉小学校区に隣接する小学校区の見直し
- ・ 選択学区の拡大

3 教育支援課

(1) 第2期『えびなっ子しあわせプラン』の推進

① 授業改善

- ・ 「よりよい授業づくり学校訪問【特別版】」の実施

② 新たな教育課程の編成

- ・ 「カリキュラム・マネジメント」確立に向けた研究

③ 小中一貫教育 コミュニティスクールの推進

- ・ 「小中連携」から「小中一貫教育」への転換
- ・ 各校におけるコミュニティスクールの実施計画策定及びPDCAサイクルの確立

(2) 学校を含めた市制施行50周年プロジェクトの検討

① 市制施行50周年（令和3年11月1日）記念事業における学校との連携

- ・ 50周年事業期間は令和3年1月1日～同年12月31日
- ・ 令和2年度予算への反映

(3) 外国語教育及びプログラミング教育の推進

① 外国語教育の推進

- ・ 第2期海老名市外国語教育実施計画の策定に向けた協議
- ・ 小学校学習指導要領先行実施の成果と課題の明確化
- ・ 外国語教育における小中連携の研究

② プログラミング教育の推進

- ・ 9年間にわたる学習計画の策定と実践事例集の作成（学校ICT活用推進協議会）
- ・ ICT環境の再整備に向けた研究

(4) 修学旅行検討委員会による今後の修学旅行のあり方の検討

① 修学旅行のねらい等について

- ・ 学習指導要領や各校の教育目標との整合性

② 発注方法の見直し・改善による旅行費用の抑制

- ・ 一括入札方式の導入検討

③ 保護者支援補助金交付要綱の改正

- ・ 中学生の個別助成（振り込み）の改善

④ アンケート等による意見聴取

- ・ 保護者、児童・生徒からの意見聴取
- ・ 児童・生徒の主体的な関わり

(5) ラグビーワールドカップ・2020 東京オリンピック・パラリンピックへの対応

① 国際理解のさらなる促進

- ・ ロシア代表チーム（ラグビー）との交流
- ・ 学校給食におけるロシア料理の提供

② 2020 東京オリンピック・パラリンピックのチケット入手

- ・ 「学校連携観戦プログラム」に関する情報収集

(6) 児童・生徒への教育的支援の充実

① 不登校対策及び支援教育の充実

- ・ 福祉・家庭・市教委のトライアングル体制の強化
- ・ 海西中学校区における実践研究の推進
- ・ 補助指導員、介助員等のさらなる効果的な活用

4 学び支援課

(1) 学童保育事業の充実

① 第9次分権一括法への対応

- ・ 支援員配置基準緩和への対応

② 開設に向けた施設整備への補助制度創設

- ・ 令和2年4月開設予定の事業者への対応

(2) 「つながる 広がる みんなの図書館」へ

① 有馬図書館大規模改修への対応

- ・ 駐車場整備の検討
- ・ 閉館期間の対応

② 消費税率引上げに対する指定管理料の変更

- ・ 財務部との調整

(3) 多角的な若者支援の推進

① 奨学金返還助成事業による転入促進

- ・ 事業の成果及び課題の検証
- ・ 上記を踏まえた令和2年度以降の事業の方向性

② 若者相談体制の実施

- ・ 若者の自立への支援の継続

③ 各種講座の一元化

- ・ 「まなび一な」の充実
- ・ 各種講座を網羅的に把握するための庁内調整

■ 平成 31 年第 1 回定例会（3 月議会）一般質問要旨報告（教育部所管部分）

（11 名から 14 項目）

1 志野誠也議員

【小中学校修学旅行支援について】

- 昨年 9 月に定めた「保護者負担経費の在り方についての方針」でも示したとおり、現在の修学旅行には課題があると認識。
- その課題解決に向けた協議が必要であることから、「修学旅行検討委員会」を設置し、検討を進める。
- アンケート結果からも多くの保護者が高額な費用に負担を感じていることから、これと併行し、来年度、保護者負担軽減策として、補助制度を創設する。（小学校 10,000 円、中学校 15,000 円）
- そもそも、修学旅行は学習指導要領に定められている「旅行的行事」として、各学校が実施するもの。
- 検討委員会では、修学旅行費自体の抑制が図られるよう、一括入札の導入など、発注方法の改善の検討を進める。
- 今後は行き先や目的の設定に対し、子どもたちが参画することなどにより、子どもたちにとって最高の思い出となるような、より良い修学旅行の実現に向けた検討を進めるとともに、総合的に修学旅行を支援する。

【0歳児からの切れ目のない健康管理システムについて】

- 「切れ目のない健康管理システム」の目的は2つ。
- 1つ目は、「子ども一人ひとりの健康管理」のため。
- 生まれてからすべての健康診断等のデータが小学校に送られ、さらに中学校へとつながっていくことで、一人ひとりの健康状態の確実な把握と健康上の細やかな対応が可能になる。
- 2つ目の目的は、「市民の健康増進」のため。
- 0歳児から小中学校の15年間だけでなく、全市民のデータが一元されたビッグデータになれば、市民の病気の予防や健康増進に大きく寄与することが期待される。
- 市民一人ひとりが、そのデータを活用しながら健康的な生活を送れることが理想。
- 現在、学校では紙で9年間のデータを管理しているが、健康管理システム導入により、子どもの健康状態をいつでも正確に確認できるようにするとともに、教員の負担軽減を図る。

2 山口良樹議員

【インフルエンザ対策について】（全児童生徒への無料集団予防接種の導入）

- 昨年9月の補正予算により、入学試験や就職試験において、インフルエンザに罹患して実力が発揮できないということがないようにとの願いから「中学3年生応援インフルエンザ予防接種助成事業」を実施。
- 接種費用は、保護者負担が1,000円、残額の4,205円が市の負担。
- 予防接種受診期間は、昨年10月から12月までで、対象者1,274名、接種者は763名。（接種率：約60%）
- 中学3年生の学級閉鎖は、1校もなかったが、さらに接種率を上げるためのPRなどが課題である。
- 全児童生徒に対する無料集団予防接種は、接種場所、ワクチン確保、医師の確保等課題が多いと思われる。
- まずは今年度実施した、「中学3年生応援インフルエンザ予防接種助成事業」の課題をしっかりと検証し、次年度の接種率アップに向けて取り組む。

3 氏家康太議員

【防犯への取り組みについて】（セーフスクールへの考え方）

- 近隣市で推進している、「セーフスクール」の取組は承知している。
- 本市では、地域と学校が連携を図る「海老名型コミュニティスクール」の推進を通じ、子どもたちの安全安心の確保に努めている。
- 各校の学校運営協議会において、登下校中の子どもたちの安全確保について、優先課題として協議を重ねている。
- 自治会や長寿会の皆様が揃いのビブスを着用して、登下校中の子どもたちを見守っている学校、下校時刻に地域の方が学校まで子どもたちを迎えに来て一緒に帰ってくださっている学校などもある。
- また、いざという時に子どもたちが駆け込む避難所を「こども 110 番の家」として市民の方々にご登録いただき、子どもたちの安心安全のためにご協力いただいている。
- 「セーフスクール」の導入については、他市の例を参考にしながら、引き続き研究する。

4 相原志穂議員

【登下校時に災害が起きた場合の指導・対策について】

- 各地で多くの災害が発生したことにより、改めて学校における安全指導の徹底の重要性を感じた。
- 災害が発生時に備え、えびなっ子しあわせプランのもと、小中学校教員を中心に作成した「海老名市防災テキスト」を活用した授業が平成 29 年度から行われている。
- 子どもたちは、9 年間の義務教育において、発達段階に応じて系統的に自分の命を守るための学習を進めることができる。
- 登下校時を含め、災害が起きた場合の子どもたちの安全を確保するため、各学校では災害危機管理マニュアルを作成している。
- 学校管理下の災害対策については、危機管理部門と調整を図るとともに、学校や地域とさらに協議を進める。

【発達に心配のある児童・生徒の保護者への支援について】

- すべての子どもが、その特性や発達段階等に応じた教育を受けられる環境を整備する必要がある。
- 通常級在籍の児童・生徒に対する、補助指導員の制度や通級指導学級などは、一人ひとりの子どもの特性やニーズにあわせた教育支援体制のひとつであり、海老名市の大きな特徴。

- 保護者への支援として、小学校カウンセラー派遣制度がある。
- 子どもの発育や発達等、さまざまな心配を抱える保護者に対し、臨床心理士等の資格を持った、教育支援センター相談員が相談・助言等の支援を行っている。
- 小学校の通級指導学級は、ことばの教室2校、そだちの教室2校、計4校に設置し、今年度12月までに、約200名の児童が支援を受けている。
- また、近隣市に先駆けて、中学校における通級指導学級「じりつの教室」を設置し、通常級在籍で、発達やことば、コミュニケーション等に関して困難さを抱える生徒への支援を開始した。（巡回型支援の実施）
- 次年度に向け、小学校通級指導学級教員との連携や協力などにより、生徒のニーズや特性に応じた支援について、一層の充実を図っていく。

5 吉田みな子議員

【市立図書館について】（仕様書等の不履行、個人情報保護等の取扱い）

- 昨年度、本市で初の指定管理者に対する第三者評価が実施された。
- これは、指定管理施設で提供されるサービス水準の向上や指定管理者制度導入の透明性向上に役立てることを目的に、民間の評価機関による事業の達成度を評価するもの。
- 具体的には、指定管理者から提出された事業計画書や提案事項、仕様書をもとに評価され、市立図書館は高い評価をいただいたと認識。
- また、個人情報保護及び情報公開の取扱いについては、指定管理者は個人情報保護法及び情報公開条例の趣旨に則り、個人情報の適切な管理と情報の公開に努めており、問題ないと認識。

6 田中ひろこ議員

【性別に関係なく選べる制服の導入について】

- 制服については、市内全中学校で標準服として導入しており、各校の校則などで定めている。
- 各校とも女子生徒がスカートを、男子生徒がスラックスを着用しなければならない規定はなく、生徒本人や保護者等の希望に配慮し、女子生徒のスラックス、男子生徒のスカート着用を認めている。
- 今年度、女子生徒のスラックス着用については、1件の相談のみ。
- 過去には女子生徒がスラックスを着用していた事例があり、そのことから女子生徒用スラックスを導入し、入学説明会で周知している学校もある。
- アンケート調査については、非常にデリケートな問題であり、生徒本人への配慮等から、現在実施は考えていない。
- 性の多様性については、あらゆる場面での配慮が肝要であり、今後も教職員を対象としたLGBTに関する研修実施などの取り組みや、悩みを受け止める体制の充実を図っていく。

7 市川洋一議員

【学校教育環境の変化への対応状況と課題について】

- 学習指導要領は、学校教育法施行規則に規定されているナショナルスタンダード。
- 概ね 10 年ごとに改訂され、その時々々の社会情勢に合わせ、教育のねらいや学習の内容などが定められている。
- 未来を生きる海老名の子どもたちに失礼のないように、学習指導要領に示された内容を確実に履修させたい。
- なお、学習指導要領の改訂に伴い、学校の教育体系は大きく変化しようとしており、子どもたちの「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けて、アクティブラーニングの視点による授業改善などが求められている。
- 子どもたちが新たに取り組むこととして、プログラミング教育の必修化、小学校 5・6 年生の外国語教科化、小中学校での道德の教科化などがある。
- これらの変化に対応するために、これまで数年間をかけて計画的に準備を進めてきた。
- 例えば、小中一貫教育やコミュニティ・スクールは全校で導入され、平成 29 年度から 4 カ年計画で準備を進めている外国語教育では、他市に先がけて次年度から教科化にむけた授業を先行実施する。
- また、プログラミング教育については、学習計画作成や企業と連携した

プログラミング体験、タブレット型パソコンを使ったプログラミング授業の研究と公開授業を行った。

- 次に、社会的要請による教育現場の対応については、課題に応じて学校と教育委員会が情報を共有しながら協議して対応を進めている。
- その中には、部活動方針策定時のように、検討委員会を開催する場合もあり、また、子どもの携行品の重量のように、すぐに調査をして校長会と協議を重ね対応方針を決定する場合もある。
- 授業こそが教員の本分でございますので、その点については十分に時間をかけながら、社会的要請による対応についてはスピード感を持って進めている。

8 佐々木 弘議員

【市立図書館のあり方について】

- 指定管理者であるCCC（カルチュア・コンビニエンス・クラブ）がTカードの個人情報を捜査機関に提供したことについては、個人情報保護法に基づき適切に対応しているものとする。
- 貸出履歴等の図書館利用情報については、Tカードと連動していないことから、適切に保護されている。
- CCCの関連子会社であるツタヤが、景品表示法違反にあたるとして消費者庁から課徴金納付を命じられた件も報告を受け承知。
- これまでご意見、ご指摘いただいたことについては、指定管理者はできる限り対応し、改善を図ってきたと認識。
- 今後は、教育委員会で定めた指定管理制度継続に係る基本方針「ひろがる つながる みんなの図書館」学びとコミュニティの拠点 となるよう、より一層の市民サービス向上を図っていく。

【学校給食の今後のあり方について】

- 本市の学校給食は、昭和48年の完全給食開始以降、様々な課題や児童生徒数の推移、保護者からのニーズなどを踏まえ、ハード・ソフト両面にわたり、常に最善の給食を求めてきた。

- その考えは今後も変わるものではなく、近年の社会情勢や給食に対するニーズの変化などを踏まえ、来年度は「学校給食検討委員会」を設置する。
- 検討委員会は保護者代表、学校代表、食に関する有識者などで構成し、それぞれの分野から幅広く意見をいただきながら、検討を進める。
- 検討委員会での議論を通じ、児童生徒が健康で生き生きと成長できるよう、安全安心な学校給食のあり方について、教育委員会としての方針を定めたい。

9 戸澤 幸雄議員

【定住促進策について】

《市長総括答弁》

- 人口減少社会において、定住人口増加への取り組みは最重要課題と認識している。
- 「海老名市かがやき持続総合戦略」を策定し、人口増に特化した施策を推進し、その中で「若者定住促進家賃補助」と「若者定住促進奨学金返還補助」を実施し、順調に推移している。
- 今後は事業効果を検証する一方、次期総合計画においても定住促進策を推進する。

《以下、教育部答弁》

- 「奨学金返還補助事業」の平成 29 年度の実績は 211 名、今年度は、2 月末時点で 253 名と、当初の見込みを上回る実績。
- アンケート調査では、「海老名市への転入の判断材料になった。」「転入して良かった」という声を複数いただき、事業効果は大きいと認識。
- 昨今、奨学金返済に苦労する若者の増加が社会問題となっており、本事業はそのような若者に対して経済的支援を行うという意味でも、画期的な事業であると認識。
- 今後は事業効果を見極めながら、平成 32 年度以降の継続について、検討を進める。

10 福地 茂議員

【学校での心肺蘇生教育について】

- 市内小中学校では、毎年、全教員を対象に、消防職員を講師として救急講習を行っている。
- 小学校では、水泳指導の開始時期に合わせて、心肺蘇生法及びAED操作の研修を実施し、中学校では、部活動や保健体育の授業で走ったり胸を強く打ったりする場面などを想定し、同様の研修を実施している。
- 児童生徒へは、昨年度から、海老名市防災学習テキストによる防災教育を実施し、心肺蘇生及びAEDについての学習を行っている。
- 学習内容は、AEDが何のためにあるか、どんなところにおいてあるかを小学6年生で学習し、胸部圧迫法及びAEDの実習を中学2年生が行っている。
- 実習にあたっては、消防署と連携をとり、練習用胸部圧迫装置やダミー人形を使っでの体験的学習を行っている。
- 今年度は、3月8日に今泉中学校2年の全生徒165名と担当教員10名、合計175名が、3時間にわたる普通救命講習を受講するなど、新たな取り組みが行われている。
- 子どもたちの大切ないのちを守るため、教職員の研修を確実に行うとともに、子どもたち自身が、自分や人のいのちの大切さを考える学習を進めている。

11 森下 賢人議員

【プログラミング教育について】

- 「プログラミング教育」では、コンピュータがプログラムによって動き、社会で活用されていることを体験、学習する。
- あらゆる活動にコンピュータを使うこれからの社会を生きていく子どもたちにとって、将来どのような職業に就くとしても、極めて重要。
- 2020 年度から全国でプログラミング教育を実施し、2024 年度から大学入試共通テストの基礎科目になる。
- 私（教育長）自身も今年度、すべての小中学校をまわり、タブレットの効果的な使い方紹介をしたり、プログラミングで動かすことができるドローン飛ばしたりして、子どもたちが夢中になることを実感。
- 今年度、小学校に 45 台ずつ導入したタブレット型パソコンは大いに活用され、多くの学校から増台の要望がある。
- 子どもたちからも「タブレットの授業の順番がまわって来ない。もっと使いたい。」という声があり、来年度はタブレット型パソコンを増設して、児童数による学校間格差解消に向けて取り組むとともに、小学校低学年用のロボットプログラミング教材の導入を予定。
- 今後もプログラミング教育の充実に向けて、継続的に取り組む。

報告第2号

海老名市教育委員会関係職員の人事異動について

海老名市教育委員会関係職員の人事異動について、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和49年教委規則第2号）第3条第1項の規定により臨時に代理し発令したので、同条第2項の規定により報告する。

平成31年4月25日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤 文 康

報告理由

平成31年3月31日付及び平成31年4月1日付で人事異動を発令したため

教育委員会関係職員人事異動内訳

平成31年3月31日付け

次	長	級	・ ・ ・ ・ ・	1 名
課	長	級	・ ・ ・ ・ ・	3 名
係	長	級	・ ・ ・ ・ ・	2 名
主任主事		級	・ ・ ・ ・ ・	1 名
任期付職員			・ ・ ・ ・ ・	1 名
再任用職員			・ ・ ・ ・ ・	4 名
				12 名

平成31年4月1日付け（昇格・昇任・転入者等）

部	長	級	・ ・ ・ ・ ・	1 名
次	長	級	・ ・ ・ ・ ・	1 名
参事		級	・ ・ ・ ・ ・	2 名
課	長	級	・ ・ ・ ・ ・	8 名
係	長	級	・ ・ ・ ・ ・	3 名
主査		級	・ ・ ・ ・ ・	2 名
主事		級	・ ・ ・ ・ ・	2 名
任期付職員			・ ・ ・ ・ ・	1 名
再任用職員：技能労務職			・ ・ ・ ・ ・	5 名
				25 名

平成31年4月1日付け（兼務者）

課	長	級	・ ・ ・ ・ ・	1 名
係	長	級	・ ・ ・ ・ ・	2 名
主査		級	・ ・ ・ ・ ・	1 名
主任主事		級	・ ・ ・ ・ ・	1 名
新採用職員			・ ・ ・ ・ ・	2 名
再任用職員：主任主事級			・ ・ ・ ・ ・	2 名
再任用職員：主事級			・ ・ ・ ・ ・	1 名
				10 名

平成31年4月1日付け（転出者）

部	長	級	・ ・ ・ ・ ・	1 名
次長・専任参事		級	・ ・ ・ ・ ・	2 名
課	長	級	・ ・ ・ ・ ・	3 名
主査		級	・ ・ ・ ・ ・	1 名
主任主事		級	・ ・ ・ ・ ・	1 名
主事		級	・ ・ ・ ・ ・	1 名
				9 名

平成31年3月31日付け

氏名	新所属	旧所属	備考
【次長級】			
こみや ようこ 小宮 洋子	神奈川県（有鹿小学校長）	教育部次長（学校教育担当）	
【課長級】			
あそう ひとし 麻生 仁	神奈川県（海西中学校教頭）	教育支援課教育支援担当課長 （兼）教育支援センター所長 （兼）指導主事（兼）支援係長 事務取扱	
ごとう じゅんこ 後藤 純子	神奈川県（柏ヶ谷小学校教頭）	就学支援課主幹（兼）指導主事	
たかま かなえ 高間 佳奈枝		教育支援課主幹	自己都合退職
【係長級】			
なかしま ただすけ 中島 忠相	神奈川県（上星小学校総括教諭）	教育支援課副主幹（兼）指導主事	
かとう まさかず 加藤 正和	神奈川県（今泉中学校総括教諭）	教育支援課副主幹（兼）指導主事	
【主任主事級】			
しぶや あさみ 渋谷 麻美		学び支援課主任主事	自己都合退職
【任期付職員】			
なかとがわ もとかず 仲戸川 元和		学び支援課主査	任期満了
【再任用職員】			
あいだ みちこ 会田 充子		教育総務課用務員（社家小学校）	任期満了
さとう よしこ 佐藤 淑子		教育総務課用務員（杉本小学校）	任期満了
すだ ちひろ 須田 ちひろ		教育総務課用務員（有馬中学校）	任期満了
あさの てるみ 浅野 照美		教育総務課用務員（大谷中学校）	任期満了

平成31年4月1日付け（昇格・昇任・転入者等）

氏名	新所属	旧所属	備考
【部長級】			
いとう おさむ 伊藤 修	教育部長	教育部次長（財務・法制担当）	昇格
【次長級】			
はぎわら あけみ 萩原 明美	教育部次長	保健福祉部次長（福祉担当） （兼）福祉事務所長（兼）地域 包括ケア推進課長事務取扱	
【参事級】			
よしだ さとし 吉田 聡	教育部参事（学校施設担当）	財務部参事（兼）管財課長	
わだ しゅうじ 和田 修二	教育部参事（兼）教育支援課長 （兼）指導主事	教育支援課長（兼）指導主事	昇格 兼務発令
【課長級】			
おのざわ たかこ 小野沢 孝子	就学支援課長補佐（兼）就学支 援係長	監査委員事務局主幹（兼）監査 係長	昇任 兼務発令
べっぶ ゆうじ 別府 裕二	就学支援課主幹（兼）指導主事	就学支援課副主幹（兼）指導主 事	昇格
さかい けいこ 境 景子	就学支援課主幹（兼）指導主事	神奈川県（有鹿小学校総括教 諭）	
あさい だいすけ 浅井 大輔	教育支援担当課長（兼）教育支 援センター所長（兼）指導主事 （兼）支援係長事務取扱	神奈川県（中新田小学校総括教 諭）	
しおた ゆうすけ 潮田 佑介	教育支援課主幹（兼）指導主事	教育支援課副主幹（兼）指導主 事	昇格
ほかむら ともあき 外村 智昭	学び支援課長（兼）若者支援室 長事務取扱	地域づくり課長（兼）コミュニ ティセンター所長（兼）文化セ ンター所長	事務取扱発令
やまだ あつし 山田 敦司	学び支援課長補佐（兼）学び支 援係長	秘書課主幹（兼）秘書係長	昇任 兼務発令
こそひろし 小園 洋	学び支援課主幹（兼）指導主事 （兼）社会教育主事	学び支援課副主幹（兼）指導主 事（兼）社会教育主事	昇格
【係長級】			
いからし ひかる 五十嵐 光	教育支援課副主幹（兼）指導主 事	教育支援課主査（兼）指導主事	昇格
やつ はし すなお 八ッ橋 淳	教育支援課副主幹（兼）指導主 事	神奈川県（柏ヶ谷中学校教諭）	
かざま だいすけ 風間 大輔	教育支援課副主幹（兼）指導主 事	神奈川県（今泉小学校教諭）	
【主査級】			
こすげ まゆこ 小菅 舞夕子	教育支援課主査	教育支援課主任主事	昇格
あだちひろし 足立原 洋	学び支援課主査	職員課主査（政策研究大学院大 学派遣）	
【主事級】			
たきざわ みほこ 瀧澤 美穂子	就学支援課主事	就学支援課主事補	昇格
はこざき さゆり 箱崎 小百合	就学支援課主事	職員課主事	
【任期付職員】			
いのくま なおき 猪熊 直樹	学び支援課主査		

平成31年4月1日付け（昇格・昇任・転入者等）

氏名	新所属	旧所属	備考
【再任用職員：技能労務職】			
いそかわ 磯川 みち代	教育総務課用務員（有馬小学校）	教育総務課用務員（有馬小学校）	フルタイム 任期更新
のなか 野中 くみ子	教育総務課用務員（門沢橋小学校）	教育総務課用務員（門沢橋小学校）	フルタイム 任期更新
ひるかわ 比留川 れい子	教育総務課用務員（杉久保小学校）	子育て支援課調理師（杉久保小学校）	フルタイム 任期更新
わたなべ 渡邊 けい子	教育総務課用務員（海西中学校）	教育総務課用務員（海西中学校）	フルタイム 任期更新
ふか 深 のり子	教育総務課用務員（今泉中学校）	教育総務課用務員（今泉中学校）	フルタイム 任期更新

平成31年4月1日付け（兼務者）

氏名	新所属	旧所属	備考
【課長級】			
もとき ひろかず 本木 大一	こども育成課長（兼）えびなこどもセンター長（併）教育総務課主幹（兼）就学支援課主幹（兼）教育支援課主幹	住宅公園課主幹（兼）住宅政策係長	昇任 兼務発令
【係長級】			
よこみぞ きくえ 横溝 喜久恵	子育て相談課こども家庭相談室長（併）教育支援課副主幹	I T推進課統計係長	兼務発令
しぶや あきこ 澁谷 晶子	こども育成課副主幹（母子保健統括担当）（兼）保健師（併）就学支援課副主幹（兼）教育支援課副主幹（兼）保健師	こども育成課主査（兼）保健師（併）就学支援課主査（兼）教育支援課主査（兼）保健師	昇格
【主査級】			
きうち じゅんこ 木内 順子	こども育成課主査（兼）保健師（併）就学支援課主査（兼）教育支援課主査（兼）保健師	健康推進課主査（兼）保健師	兼務発令
【主任主事級】			
くさお たかひろ 草尾 昂弘	子育て相談課主任主事（併）教育支援課主任主事	子育て相談課主任主事	兼務発令
【新採用職員】			
もりやま えみこ 森山 恵美子	こども育成課保健師（併）就学支援課保健師（兼）教育支援課保健師		兼務発令
ごとう せいこ 後藤 誠子	こども育成課保健師（併）就学支援課保健師（兼）教育支援課保健師		兼務発令
【再任用職員：主任主事級】			
よこやま たかあき 横山 丘明	地域づくり課主任主事（併）学び支援課主任主事	地域づくり課主任主事（併）学び支援課主任主事	フルタイム 任期更新
かんべ たかし 神部 孝志	こども育成課主任主事（併）学び支援課主任主事	こども育成課主任主事（併）教育総務課主任主事	フルタイム 任期更新
【再任用職員：主事級】			
はぎわら きゅり 萩原 小百合	子育て相談課（子育て支援センター）保育士（併）教育支援課保育士	子育て相談課（子育て支援センター）保育士（併）教育支援課保育士	フルタイム 任期更新

平成31年4月1日付け（転出者）

氏名	新所属	旧所属	備考
【部長級】			
おかだ なおこ 岡田 尚子	監査委員事務局長	教育部長	
【次長・専任参事級】			
かなさし たいいちろう 金指 太一郎	まちづくり部次長（都市担当） （兼）まちづくり部国県担当専任参事	教育部次長（総務・社会教育担当）	兼務発令
【課長級】			
しみず ふみえ 清水 文恵	契約検査課主幹（兼）契約係長	就学支援課主幹（兼）就学支援係長	兼務発令
にしがい ゆきひろ 西海 幸弘	生活支援課長	学び支援課長補佐（兼）学び支援係長	昇任
こばやし まこと 小林 誠	監査委員事務局次長（兼）監査係長	学び支援課長（兼）若者支援室長事務取扱	兼務発令
【主査級】			
もとすぎ ゆき 本杉 友紀	保育・幼稚園課主査	教育支援課主査	
【主任主事級】			
ほんだ まき 本多 真紀	管財課主任主事	教育総務課主任主事	
【主事級】			
みやした まさとし 宮下 仁寛	下水道課主事	教育総務課主事	

平成31年4月1日付け（兼務・転出者）

氏名	新所属	旧所属	備考
【次長・専任参事級】			
つげはら こうじ 告原 幸治	財務部次長	保健福祉部参事（兼）こども育成課長（兼）えびなこどもセンター長（併）教育部参事	昇任

報告第3号

平成31年度海老名市教育委員会非常勤特別職の委嘱等について

平成31年度海老名市教育委員会非常勤特別職の委嘱等について、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和49年教委規則第2号）第3条第1項の規定により臨時に代理し発令したので、同条第2項の規定により報告する。

平成31年4月25日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤 文 康

報告理由

新規委嘱及び辞職又は任期満了に伴う後任として、新たに非常勤特別職を委嘱したため

非常勤特別職(学校歯科医)の委嘱について

1 学校歯科医について

学校歯科医：学校における健康診断、健康相談、保健指導等に従事する

2 委嘱期間について

平成31年4月1日から

3 提案理由

海老名市医師会会長より変更の申し出があったため

4 委嘱する者

【委嘱】

氏 名	年齢	委嘱等内容	備 考
ヨシハラ セイゴウ 吉原 正剛	57	新規	【中新田小学校】 海老名市上今泉2-9-7-8 Dental Clinic らいふ
ソエハラ タカシ 添原 隆史	45	新規	【今泉小学校】 海老名市国分寺台2-1-13 アイリス歯科クリニック

【辞職】

氏 名	年齢	委嘱等内容	備 考
ヨシハラ セイゴウ 吉原 正剛	57	辞職	【今泉小学校】 海老名市上今泉2-9-7-8 Dental Clinic らいふ
ソエハラ タカシ 添原 隆史	45	辞職	【中新田小学校】 海老名市国分寺台2-1-13 アイリス歯科クリニック

5 名簿

別紙のとおり

平成31年度 学校医・学校歯科医・学校薬剤師・医療機関名簿

海老名市教育委員会 就学支援課

平成31年4月1日現在

学 校 名	区 分	氏 名		委嘱年月日	通算委嘱年数
海 老 名 小 学 校	内 科	西野 善泉	にしのキッズクリニック	H23.4.1	8 年
		村藤 大樹	海老名こども診療所	H29.4.1	2 年
	歯 科	大谷 武	たんぽぽ歯科医院	H25.4.1	6 年
		林 洋 紀	林歯科医院	H13.4.1	34 年
	薬剤師	若林 豊子	ひまわり薬局	H19.4.1	12 年
柏 ケ 谷 小 学 校	内 科	増田 恵一	増田産婦人科医院	S62.4.1	32 年
	歯 科	西山 幹夫	西山歯科医院	S59.4.1	35 年
		盛田 健司	もりた歯科医院	H17.4.1	14 年
	薬剤師	山名 佳見	ヤマナ薬局	H9.4.1	29 年
有 鹿 小 学 校	内 科	村藤 大樹	海老名こども診療所	H28.7.1	2 年 9 月
	歯 科	三宅 壯平	三宅歯科医院	S49.4.1	45 年
		島崎 敏樹	島崎歯科医院	H17.4.1	14 年
	薬剤師	石田 達也	あおば薬局海老名本郷店	H28.4.1	3 年
有 馬 小 学 校	内 科	横田 和彦	腎健クリニック	H24.4.1	7 年
	歯 科	杉崎 秀夫	杉崎歯科医院	S51.4.1	43 年
		田辺 丈二	田辺歯科医院	H17.4.1	14 年
	薬剤師	相原 典子		S54.4.1	40 年
大 谷 小 学 校	内 科	西林 洋平	たちばなクリニック	H17.4.1	23 年
	歯 科	片岡 誠	かたおか歯科クリニック	H19.8.1	11 年 8 月
		山根 総一郎	中央デンタルクリニック	H25.4.1	6 年
	薬剤師	田所 真帆	あい薬局海老名店	H29.4.1	2 年
上 星 小 学 校	内 科	野澤 直史	やよいクリニック	H22.4.1	9 年
	歯 科	山川 晃司	チェリー歯科医院	S60.4.1	34 年
		大 野 宏	おおの歯科医院	H17.4.1	14 年
	薬剤師	三井 洋之	なの花薬局海老名扇町店	H29.4.1	2 年
中 新 田 小 学 校	内 科	大島 充一	大島クリニック	H10.4.1	22 年
	歯 科	坂田 憲昭	坂田歯科医院	S59.4.1	35 年
		吉原 正剛	Dental Clinic らいふ	H28.4.1	3 年
	薬剤師	石坂 美幸	石坂整形外科クリニック	H20.4.1	11 年

平成31年度

学 校 名	区 分	氏 名	機関名	委嘱年月日	通算委嘱年数
門 沢 橋 小学校	内 科	野村 雅寛	こっこどもクリニック	H28.4.1	3 年
	歯 科	野間 俊行	ひまわり歯科	H17.4.1	14 年
		池 田 馨	池田歯科医院	H17.4.1	14 年
	薬剤師	比田 真佐子	東柏ヶ谷薬局	H20.4.1	11 年
東柏ヶ谷 小学校	内 科	森 博之	もり整形外科・眼科	H14.4.1	17 年
	歯 科	増田 勝一	増田歯科医院	S55.10.1	42 年
		横内 雄二	横内歯科医院	H17.4.1	27 年
	薬剤師	佐藤 智恵子	東柏ヶ谷薬局	H25.4.1	6 年
社 家 小学校	内 科	横田 和彦	腎健クリニック	H24.4.1	7 年
	歯 科	千葉 容太	ユーカリ歯科医院	H17.4.1	14 年
		石 井 聡	石井歯科医院	H17.4.1	14 年
	薬剤師	青木 茂昌	ドラッグくすり箱	H8.4.1	28 年
杉 久 保 小学校	内 科	野澤 富一	のざわ小児科内科医院	H13.4.1	24 年
	歯 科	菱沼 康一	ひしめま歯科	H17.4.1	14 年
		鈴木 美奈子	鈴木歯科医院	H28.4.1	3 年
	薬剤師	野崎 芳雄	野崎調剤薬局	S54.4.1	40 年
今 泉 小学校	内 科	尾崎 聡	えびな脳神経外科	H28.4.1	3 年
	歯 科	添原 隆史	アイリス歯科クリニック	H26.4.1	5 年
		前 谷 久	前谷歯科医院	H1.4.1	30 年
	薬剤師	小林 庄司	サガミ薬局	S56.4.1	40 年
杉 本 小学校	内 科	真部 秀治	まなべ小児科クリニック	H16.4.1	22 年 7 月
	歯 科	中村 盛幸	さくら歯科	H30.4.1	
		伊藤 真理湖	歯科伊藤医院	H17.4.1	14 年
	薬剤師	田端 康	(勤務薬局なし)	H24.4.1	7 年

平成31年度

学 校 名	区 分	氏 名	機関名	委嘱年月日	通算委嘱年数
海 老 名 中 学 校	内 科	山 田 通 喜	海老名中央医院	S62.4.1	43 年
	歯 科	鈴木 仙一	ライオンインプラントセンター	H13.9.1	31 年
		町田 清鳳	まちだ歯科医院	H17.4.1	17 年
	薬剤師	坂之上 和稔	アイン薬局	H30.4.1	12 年
有 馬 中 学 校	内 科	宍戸 邦彦	宍戸医院	H15.4.1	16 年
	歯 科	坂上 雅史	マーブル歯科	H17.4.1	14 年
		原 房 宏	原歯科医院	H17.4.1	14 年
	薬剤師	加瀬 あすみ	なの花薬局海老名駅前店	H29.4.1	2 年
海 西 中 学 校	内 科	友利 昭雄	さつき町診療所	S49.4.1	45 年
	歯 科	石井 良昌	海老名総合病院歯科・口腔外科	H20.4.1	11 年
		札川 秀忠	さつかわ歯科医院	H17.4.1	35 年
	薬剤師	篠崎 ひろみ	篠崎薬局	H26.4.1	5 年
柏 ケ 谷 中 学 校	内 科	大山 泰弘	海老名西口こころの診療所	H28.5.1	2 年 11 月
	歯 科	山名 裕見	山名歯科医院	S63.4.1	31 年
		和田 信吾	和田歯科診療室	H30.4.1	1 年
	薬剤師	坂本 樹里	なの花薬局さがみ野店	H29.4.1	2 年
大 谷 中 学 校	内 科	中江 陽一郎	なかえこどもクリニック	H23.4.1	8 年
	歯 科	志 村 昌	アップルデンタルクリニック	S59.4.1	40 年
		国 分 真	国分歯科クリニック	H17.4.1	29 年
	薬剤師	池浦 亨枝	なの花薬局海老名扇町店	H29.4.1	2 年
今 泉 中 学 校	内 科	尾崎 聡	えびな脳神経外科	H29.4.1	2 年
	歯 科	飯塚 勇太	ライオン歯科医院	H30.11.1	
		石渡 靖夫	いしわた矯正歯科医院	H17.4.1	14 年
	薬剤師	小林 弘忠	ガーデン薬局	H23.4.1	8 年

区 分	氏 名	機 関 名	委嘱年月日	通算委嘱年数
海老名市立学校 眼科校医	小川 泰典	小川眼科	H29.4.1	2 年
海老名市立学校 眼科校医	三谷 貴一郎	みに眼科クリニック	H25.4.1	6 年
海老名市立学校 眼科校医	松島 新吾	松島眼科クリニック	H10.4.1	21 年
海老名市立学校 眼科校医	本間 啓蔵	本間眼科	H21.4.1	10 年
海老名市立学校 耳鼻咽喉科校医	朴 茂男	さがみ野耳鼻咽喉科	H5.4.1	26 年
海老名市立学校 耳鼻咽喉科校医	田村 嘉之	海老名耳鼻咽喉科クリニック	H20.4.1	11 年
海老名市立学校 耳鼻咽喉科校医	森安 真綾	新川さがみ野クリニック	H18.9.1	12 年 7 月

非常勤特別職(教育支援センター相談員)の委嘱について

1 教育支援センター相談員について

子ども、保護者、市民及び教員等を対象とする教育相談事業等を実施し、青少年の健全育成や保護者支援等の充実を図る。

2 委嘱期間について

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

3 提案理由

任期満了及び新規任用による

4 委嘱する者

氏 名	年齢	委嘱等内容	備 考
たちかわ 立川 祥恵	25	継続	相談員（スクールソーシャルワーカー）
はら 原 佐和子	42	継続	相談員（スクールソーシャルワーカー）

5 名簿

別紙のとおり

平成 31 年度 海老名市教育支援センター相談員等名簿

(年齢は平成 31 年 4 月 1 日現在)

No.	氏 名	年 齢	種別	委嘱期間
1	おかざき たくや 岡崎 拓哉	36	相談員	平成 30 年 4 月～32 年 3 月 継続
2	かい としき 甲斐 俊樹	40	相談員 (心理検査担当)	平成 30 年 4 月～32 年 3 月 継続
3	さいとう ゆうこ 斉藤 優子	54	相談員	平成 30 年 4 月～32 年 3 月 継続
4	おおたぐち さちこ 太田口 佐知子	33	相談員	平成 30 年 4 月～32 年 3 月 継続
5	くろせ はじめ 黒瀬 基	27	相談員	平成 30 年 4 月～32 年 3 月 継続
6	おおしも 大下 いずみ	31	相談員	平成 30 年 4 月～32 年 3 月 継続
7	のりこし みちよ 乗越 美智代	44	相談員	平成 30 年 4 月～32 年 3 月 継続
8	なかがわ 中川 てい	61	相談員	平成 31 年 4 月～32 年 3 月 新規
9	たちかわ さちえ 立川 祥恵	25	相談員 (スクールソーシャルワーカー)	平成 31 年 4 月～32 年 3 月 継続
10	はら さわこ 原 佐和子	42	相談員 (スクールソーシャルワーカー)	平成 31 年 4 月～32 年 3 月 継続
11	みずの きょうこ 水野 鏡子	58	主任指導員	平成 30 年 4 月～32 年 3 月 継続
12	おかだ けんたろう 岡田 健太郎	64	専門補導員	平成 31 年 4 月～32 年 3 月 継続

非常勤特別職(青少年指導嘱託員)の委嘱について

1 青少年指導嘱託員について

青少年の健全育成を図るため、各地区で活動に従事する。

2 委嘱期間について

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

3 提案理由

前任者の辞職による新規委嘱

4 委嘱する者

【新】

氏 名	年齢	委嘱等内容	備 考
あらき 荒木 こ みき子	69	新規	自治会名：中央二丁目
こやま 小山 ゆみこ 由美子	68	新規	自治会名：上今泉三丁目

【旧】

氏 名	年齢	委嘱等内容	備 考
もり 森 せつこ 節子	47	辞職	自治会名：中央二丁目
かねこ 金子 みつる 充	60	辞職	自治会名：上今泉三丁目

5 名簿

別紙のとおり

海老名市青少年指導員連絡協議会
青 少 年 指 導 嘱 託 員 名 簿

※網掛け部分が報告対象者

(任期は原則2年間…H30.4.1～H32.3.31)

No.	自治会名	氏名	ふりがな	性	年	地区	委嘱年	新・再
1	中央一丁目	阿部 アサ子	あべ あさこ	女	80	海老名	H26.4.1～	再
2	中央二丁目	荒木 みき子	あらき みきこ	女	69	海老名	H31.4.1～	新
3	中央三丁目	酒井 寛	さかい さとる	男	55	海老名	H30.4.1～	新
4	国分北一丁目北	井上 和美	いのうえ かずみ	男	67	今泉	H28.4.1～	再
5	国分北一丁目南	中野 隆則	なかの たかのり	男	68	今泉	H16.4.1～	再
6	国分北二丁目	印牧 玲子	かねまき れいこ	女	74	今泉	H30.4.1～	新
7	国分北三丁目	下田 則恵	しもだ のりえ	女	61	海老名	H30.4.1～	新
8	国分杉本	成田 政夫	なりた まさお	男	69	柏ヶ谷	H28.4.1～	再
9	国分南一丁目	大和 興人	やまと おきと	男	44	海老名	H24.6.1～	再
10	国分南二丁目	飯田 雄一郎	いいだ ゆういちろう	男	48	海老名	H24.4.1～	再
11	ルネエアズヒル	本間 リツ子	ほんま りつこ	女	68	海老名	H30.4.1～	新
12	国分南三丁目	和知 博	わち ひろし	男	73	海老名	H30.4.1～	新
13	国分南四丁目	齋藤 征夫	さいとう まさお	男	78	海老名	H26.4.1～	再
14	望 地	飯田 晁偉	いいだ あさい	男	78	海老名	H30.4.1～	新
15	勝 瀬	小島 徹三	こじま てつぞう	男	71	海老名	H30.4.1～	新
16	大 谷	三部 孝子	さんべ たかこ	女	45	大谷	H30.4.1～	新
17	海老名みずほハイツ	石井 恒夫	いしい つねお	男	64	大谷	H16.4.1～	再
18	浜 田	鈴木 文彦	すずき ふみひこ	男	66	大谷	H26.4.1～	再
19	国分寺台	後藤 優	ごとう まさる	男	67	大谷	H24.4.1～	再
20	国分寺台三丁目	鈴木 末男	すずき まつお	男	75	大谷	H28.4.1～	再
21	国分寺台四丁目	梅津 敏一	うめづ としかず	男	59	大谷	H30.4.1～	新
22	国分寺台五丁目	吹田 洋美	ふきた ひろみ	女	44	大谷	H30.4.1～	新
23	中新田第1	功刀 洋一	くぬぎ よういち	男	44	海西	H28.4.1～	再
24	中新田第2	熱海 岳夫	あつみ たけお	男	43	海西	H30.4.1～	新
25	中新田えびな団地	鈴木 康博	すずき やすひろ	男	49	海西	H28.4.1～	再
26	さ つ き 町	立原 祐一	たちばら ゆういち	男	61	海西	H28.4.1～	再
27	さ つ き 住 宅	藤井 勝英	ふじい かつひで	男	69	海西	H14.5.1～	再
28	河原口第1	竹石 かおる	たけいし かおる	女	54	海西	H26.4.1～	再
29	河原口第2	佐野 隆子	さの りゆうこ	女	70	海西	H25.3.1～	再
30	河原口第3	安齊 行雄	あんざい ゆきお	男	54	海西	H18.4.1～	再
31	上 郷	内山 崇	うちやま たかし	男	42	海西	H30.4.1～	新
32	下 今 泉	高橋 英次	たかはし えいじ	男	58	今泉	H26.4.1～	再

No.	自治会名	氏名	ふりがな	性	年	地区	委嘱年	新・再
33	海老名スカイハイツ	外山 雄二	とやま ゆうじ	男	71	今泉	H28.4.1～	再
34	上 今 泉 一 丁 目	福田 政男	ふくだ まさお	男	67	今泉	H27.4.1～	再
35	上 今 泉 二 丁 目	黒田 敏夫	くろだ としお	男	69	今泉	H28.4.1～	再
36	上 今 泉 三 丁 目	小山 由美子	こやま ゆみこ	女	68	今泉	H31.4.1～	新
37	上 今 泉 四 丁 目	廣岡 豊治	ひろおか とよはる	男	61	今泉	H28.4.1～	再
38	上 今 泉 五 丁 目	山野 立美	やまの たつみ	女	63	今泉	H30.4.1～	新
39	上 今 泉 六 丁 目	吉部 由紀子	よしべ ゆきこ	女	60	柏ヶ谷	H25.4.1～	再
40	柏 ヶ 谷	黒沼 隆	くろぬま たかし	男	54	柏ヶ谷	H30.4.1～	新
41	かしわ台クラルテ	井川 悟	いがわ さとる	男	49	柏ヶ谷	H25.8.1～	再
42	東建ニューハイツ海老名	岡部 貢	おかべ みつぎ	男	70	柏ヶ谷	H26.4.1～	再
43	東 柏 ヶ 谷 一 丁 目	芹沢 みちる	せりざわ みちる	女	60	柏ヶ谷	H30.4.1～	新
44	東 柏 ヶ 谷 二 丁 目	澁谷 清美	しぶや きよみ	男	52	柏ヶ谷	H26.4.1～	再
45	東 柏 ヶ 谷 三 丁 目	川島 一起	かわしま かずゆき	男	70	柏ヶ谷	H26.4.1～	再
46	東 柏 ヶ 谷 四 丁 目	関岡 俊晴	せきおか としはる	男	53	柏ヶ谷	H28.4.1～	再
47	東 柏 ヶ 谷 五 丁 目	古田 守一	ふるた もりかず	男	57	柏ヶ谷	H18.4.1～	再
48	ルアンジュさがみ野	小山内 清潤	おさない せいじゅん	男	67	柏ヶ谷	H28.4.1～	再
49	東 柏 ヶ 谷 六 丁 目	肥後 一成	ひご かずなり	男	56	柏ヶ谷	H30.4.1～	新
50	中 河 内	松浦 悦子	まつうら えつこ	女	54	有馬	H30.4.1～	新
51	中 野	加藤 映子	かとう えいこ	女	57	有馬	H22.4.1～	再
52	社 家	森 孝伸	もり たかのぶ	男	58	有馬	H30.4.1～	新
53	今 里	西山 辰哉	にしやま たつや	男	46	有馬	H28.4.1～	再
54	上 河 内	足立 憲治	あだち のりはる	男	40	有馬	H26.4.1～	再
55	杉 久 保 北 部	小倉 正二	おぐら しょうじ	男	67	大谷	H30.4.1～	新
56	杉 久 保 南 部	飯塚 孝之	いいづか たかゆき	男	56	有馬	H26.4.1～	再
57	サンパルク650	中村 寿博	なかむら としひろ	男	64	大谷	H28.4.1～	再
58	本 郷	池亀 幸男	いけがめ ゆきお	男	61	有馬	H30.4.1～	新
59	門 沢 橋	燈中 正雄	とうなか まさお	男	52	有馬	H26.4.1～	再

報告第4号

海老名市文化財保護条例施行規則の制定について

海老名市文化財保護条例施行規則について、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和49年教委規則第2号）第3条第1項の規定により臨時に代理し制定したので、同条第2項の規定により報告する。

平成31年4月25日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤 文 康

報告理由

海老名市文化財保護条例施行規則を制定したため

平成 31 年 4 月 25 日
定例教育委員会資料
教育総務課

海老名市文化財保護条例施行規則の制定について

1 制定規則

海老名市文化財保護条例施行規則

2 制定理由

海老名市文化財保護条例の全部改正に伴い、施行規則の制定を要するため

3 教育長の臨時代理をした理由

教育委員会規則の制定については、教育委員会が決定する事項の一つであるが、平成 31 年第 1 回海老名市議会定例会において海老名市文化財保護条例の全部を改正することについて原案どおり可決され、上記規則は条例の施行に必要な規則であることから条例と同日施行といたく、急施を要する。よって海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第 3 条第 1 項の規定により教育長が臨時に代理して制定した。

4 制定文

別紙のとおり

5 施行期日

平成 31 年 4 月 1 日

海老名市文化財保護条例施行規則

海老名市文化財保護条例施行規則を次のように制定する。

(趣旨)

第1条 この規則は、海老名市文化財保護条例（平成31年条例第8号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

(文化財台帳)

第3条 教育委員会は、市指定重要文化財の指定及び市登録文化財の登録の状況を記録するため、海老名市文化財台帳（別表）を備えるものとする。

(同意書)

第4条 条例第5条第2項に規定する指定の同意、同条第4項に規定する認定の同意、同条第6項に規定する追加認定の同意及び第7条第2項に規定する登録の同意は、同意書（第1号様式）により行うものとする。

(指定書)

第5条 条例第5条第7項に規定する市指定重要有形文化財等の指定書は、指定書（第2号様式）とする。

(認定書)

第6条 条例第5条第7項に規定する市指定重要無形文化財等の保持者等の認定書、条例第7条第2項に規定する市登録無形文化財等の保持者等の認定書は、認定書（第3号様式）とする。

(登録書)

第7条 条例第7条第2項に規定する市登録文化財の登録書は、登録書（第4号様式）とする。

(指定書等の再交付)

第8条 市指定重要文化財又は市登録文化財の所有者又は保持者等は、指定書、認定書又は登録書（以下「指定書等」という。）を亡失し、又は損傷したときは、指定書等再交付申請書（第5号様式）を教育委員会に提出し、指定書等の再交付を受けなければならない。

（指定又は登録の推薦）

第9条 市の区域内に存する文化財が条例第5条第1項に規定する指定又は条例第7条第1項に規定する登録にふさわしいと思う者は、その指定又は登録について教育委員会に推薦することができる。

2 前項の推薦は、文化財指定・登録推薦書（第6号様式）に関係資料を添えて行うものとする。

（管理責任者の選任等の届出）

第10条 条例第9条第3項の規定による管理責任者の選任、変更又は解任の届出は、管理責任者選任等届出書（第7号様式）により行うものとする。

（所有者の変更等の届出）

第11条 条例第10条第1項の規定による所有者又は権限に基づく占有者の変更の届出及び同条第2項の規定による所有者又は管理責任者の氏名、名称又は住所の変更の届出は、所有者変更等届出書（第8号様式）に指定書又は登録書を添えて行うものとする。

（滅失、毀損等の届出）

第12条 条例第11条に規定する滅失、毀損、亡失又は盗み取られた場合の届出は、滅失、毀損等届出書（第9号様式）により行うものとする。

（所在の場所の変更の届出）

第13条 条例第12条第1項の規定による所在の場所の変更の届出は、所在場所変更届出書（第10号様式）により行うものとする。

（所在の場所の変更の届出を要しない場合等）

第14条 条例第12条第1項ただし書に規定する教育委員会規則で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 条例第14条第1項の規定による勧告に基づいて行う措置又は同条第2項の規定による勧告に基づいて行う修理のために所在の場所を変更しようとする場合
- (2) 条例第16条第1項の規定による許可を受けて行う現状変更等のために所在を変更しようとする場合
- (3) 条例第17条第1項の規定による届出をして行う現状変更等のために所在の場所を変更しようとする場合
- (4) 条例第18条第1項の規定による届出をして行う修理のために所在の場所を変更しようとする場合
- (5) 条例第24条第1項の規定による勧告に基づいて行う出品又は公開、同条第3項の規定による勧告に基づいて行う公開のために所在の場所を変更しようとする場合
- (6) 所在の場所を変更した後、1か月以内に変更前の所在の場所に復することが明らかな場合

2 非常災害のために必要な応急措置として所在の場所の変更をする場合は、所在の場所を変更した後に届け出ることができる。

(所在地等の異動の届出)

第15条 条例第12条第2項の規定による所在地、地目又は地積の異動の届出は、所在地等異動届出書（第11号様式）により行うものとする。

(保持者の氏名変更等の届出)

第16条 条例第13条第1項に規定する教育委員会規則で定める事由は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 保持者の芸名又は雅号の変更
- (2) 保持者の心身の故障

2 条例第13条第1項の規定による届出は、保持者の氏名若しくは住所の変更又は前項第1号に掲げる事由に該当する場合にあっては、保持者氏名等変更届出書（第12号様式）により、保持者の死亡又は同項第2号に掲げる事由に該当する場合にあっては、保持者事故等届出書（第13号様式）により、認定書を添えて行うものとする。

3 条例第13条第2項の規定による届出は、保持団体等異動届出書（第14号様式）により認定書を添えて行うものとする。

（管理、修理又は保存に関する勧告等）

第17条 条例第14条第1項及び第2項の規定による勧告は、文化財の管理又は修理に関する勧告書（第15号様式）により行うものとする。

2 条例第14条第3項の規定による勧告は、文化財の保存に関する勧告書（第16号様式）により行うものとする。

（現状変更等の許可申請等）

第18条 条例第16条第1項の規定による現状変更等の許可を受けようとする者は、現状変更等許可申請書（第17号様式）を教育委員会に提出しなければならない。

2 前項の規定による現状変更等許可申請書には、必要に応じて次に掲げる図書を添付するものとする。

（1） 現状変更等に係る設計仕様書及び設計図

（2） 現状変更等をしようとする箇所の写真又は見取図

（3） 現状変更等を必要とする理由を証する資料

（4） 許可申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の現状変更等に係る承諾書（第18号様式）

（5） 管理責任者が選任されている場合において、許可申請者が管理責任者以外の者であるときは、管理責任者の現状変更等に係る承諾書（第18号様式）

3 教育委員会は、第1項の規定による申請があった場合において、その現状変更等を許可する場合は現状変更等許可通知書（第19号様式）により、許可しない場合は現状変更等不許可通知書（第20号様式）により、その旨を申請者に通知するものとする。

4 条例第16条第1項に規定する教育委員会規則で定める維持の措置は、次のとおりとする。

（1） 市指定重要有形文化財等が毀損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該市指定重要有形文化財等をその指定当時の原状（

市指定重要有形文化財等の指定後、現状変更の許可を受けたものについては、当該現状変更後の原状）に復すること。

(2) 市指定重要有形文化財等が毀損し、又は衰亡している場合において、当該毀損又は衰亡の拡大を防止するために応急の措置をとること。

(3) 市指定天然記念物の一部が毀損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、その部分を除去すること。

5 条例第16条第1項の規定による許可を受けた者が、当該許可に係る現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に着手し、又はこれを完了したときは、遅滞なく現状変更等着手（完了）届出書（第21号様式）により教育委員会に届け出なければならない。この場合において、現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為の完了の届出書には、その結果を示す写真又は見取図等を添付しなければならない。

（現状変更等の届出）

第19条 条例第17条第1項の規定による現状変更等の届出は、現状変更等届出書（第22号様式）により行うものとする。

2 前項の規定による現状変更等届出書には、必要に応じて次に掲げる図書を添付するものとする。

(1) 現状変更等に係る設計仕様書及び設計図

(2) 現状変更等をしようとする箇所の写真又は見取図

(3) 現状変更等を必要とする理由を証する資料

(4) 届出者が所有者以外の者であるときは、所有者の現状変更等に係る承諾書（第18号様式）

(5) 管理責任者が選任されている場合において、届出者が管理責任者以外の者であるときは、管理責任者の現状変更等に係る承諾書（第18号様式）

（修理の届出）

第20条 条例第18条第1項の規定による修理の届出は、修理届出書（第23号様式）により行うものとする。

2 前項に規定する修理届出書には、必要に応じて次に掲げる図書を添付するものと

する。

(1) 修理に係る仕様書及び設計図

(2) 修理をしようとする箇所の写真又は見取図

(埋蔵文化財の照会等の手続き)

第21条 条例第22条の規定による照会、現況調査その他手続きについて、必要な事項は教育長が別に定める。

(文化財の公開に関する勧告書)

第22条 条例第24条第1項から第5項までの規定による勧告は、文化財の公開に関する勧告書(第24号様式)により行うものとする。

(委任)

第23条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

海老名市文化財台帳

台帳名	記載内容
海老名市指定重要文化財台帳	名称、員数、種別、所在地(所在区域)、指定日、所有者(住所、氏名、連絡先)、占有者(住所、氏名、連絡先)、保持者(住所、氏名、連絡先)、保持団体(住所、氏名、連絡先)、管理責任者(住所、氏名、連絡先)、内容・特徴(写真、見取図を含む。)、保存状況、調査歴、文献、修理・現状変更等の記録
海老名市登録文化財台帳	名称、員数、種別、所在地(所在区域)、登録日、所有者(住所、氏名、連絡先)、占有者(住所、氏名、連絡先)

先）、保持者（住所、氏名、連絡先）、保持団体（住所、氏名、連絡先）、管理責任者（住所、氏名、連絡先）、内容・特徴（写真、見取図を含む。）、保存状況、調査歴、文献、修理・現状変更等の記録
--

同意書

年 月 日

海老名市教育委員会 殿

☐所有者 ☐占有者 ☐保持者又は保持団体
住所（団体の場合は主たる事務所の所在地）

氏名（団体の場合は名称及び代表者の氏名）

電話 () ⑩

海老名市文化財保護条例 { 第5条第2項
第5条第4項
第5条第6項
第7条第2項 } の規定により、

☐ 次の文化財を海老名市 ☐ 指定重要
☐ 登録 文化財とすることに同意します。

☐ 次の文化財の ☐ 保持者
☐ 保持団体 と認定することに同意します。

【文化財の種別】

【文化財の名称】

【文化財の員数】

【文化財の所在地又は区域】

（注）該当する□にレ印を記入してください。

第2号様式（第5条関係）

表

記 号 番 号	
指定書	
名 称 (構造及び形式又はその他特徴)	員 数
海老名市文化財保護条例第5条第1項の規定により、 海老名市指定 { 重要有形文化財 重要有形民俗文化財 史跡 名勝 天然記念物 に指定する	
年 月 日 海老名市教育委員会 ㊞	

裏

所有者の氏名 (団体にあつては、 名称)	所有者の住所 (団体にあつて は、主たる事務所の 住所)	所在の場所	指定書の交付再 交付又は所有者 の変更年月日

注意

- 1 この指定書は亡失し、又はき損したりしないように大切に保管してください。
- 2 所有者が代わった時は、この指定書を新しい所有者に引渡してください。
- 3 指定が解除された時は、この指定書を海老名市教育委員会に返付してください。

第3号様式（第6条関係）

表

記 号 番 号

認定書

保持者（保持団体）名

様

海老名市文化財保護条例 {第5条第7項・第7条第2項} の規定により、

「 」の保持者(保持団体)として認定する

年 月 日

海老名市教育委員会



裏

保持者の住所又は保持団体の事務所の所在地	交付又は再交付 の年月日

氏名又は名称	住所又は所在地	変更の年月日

注意

- 1 この認定書は亡失し、又はき損したりしないように大切に保管してください。
- 2 認定が解除された時は、この認定書を海老名市教育委員会に返付してください。

第4号様式（第7条関係）

表

登録書		記 号 番 号
名 称 (構造及び形式又はその他特徴)	員 数	
海老名市文化財保護条例第7条第2項の規定により、 海老名市登録 有形文化財 有形民俗文化財 史跡 名勝 天然記念物 } に登録する		
年 月 日		
		海老名市教育委員会

印

裏

所有者の氏名 (団体にあつては、 名称)	所有者の住所 (団体にあつて は、主たる事務所 の住所)	所在の場所	登録書の交付再 交付又は所有者 の変更年月日

注意

- 1 この登録書は亡失し、又はき損したりしないように大切に保管してください。
- 2 所有者が代わった時は、この登録書を新しい所有者に引渡してください。
- 3 登録が解除された時は、この登録書を海老名市教育委員会に返付してください。

指定書等再交付申請書

年 月 日

海老名市教育委員会 殿

☐所有者 ☐保持者又は保持団体
住所（団体の場合は主たる事務所の所在地）

氏名（団体の場合は名称及び代表者の氏名）

電話 () ⑩

海老名市文化財保護条例施行規則第8条の規定により次の文化財の
再交付を申請します。

☐指定書
☐登録書
☐認定書

【文化財の種別】

【文化財の名称】

【文化財の員数】

【再発行を申請する理由】

☐亡失 ☐損傷

- （注） 1 該当する□にレ印を記入してください。
2 再交付の理由が損傷の場合には、その指定書、登録書又は認定書を添付してください。

文化財指定・登録推薦書

年 月 日

海老名市教育委員会 殿

住所（推薦者の住所又は所在地）

氏名（推薦者の名前又は名称及び代表者の氏名）

㊞

電話 ()

海老名市文化財保護条例施行規則第9条第1項の規定により、次の文化財について海老名市指定重要文化財又は登録文化財に推薦します。

【文化財の種別】

【文化財の名称・員数】

【所在の場所又は所在地】

【所有者の氏名又は名称及び住所】

【占有者の氏名又は名称及び住所】

【構造・品質形状】

【制作年代又は時代】

【創設又は創設年代】（無形文化財・無形民俗文化財の場合）

【特色】

【由来及び沿革】

【用具の概要】（無形文化財・無形民俗文化財の場合）

【維持及び保存方法】

【推薦にあたっての所有者・占有者の承諾の状況】

【その他参考となる事項】

管理責任者選任等届出書

年 月 日

海老名市教育委員会 殿

住所（団体の場合は主たる事務所の所在地）

氏名（団体の場合は名称及び代表者の氏名）

電話 () ⑩

海老名市文化財保護条例第9条第3項の規定により、次の文化財について、管理責任者を
{ 選任・変更・解任 } したので届け出ます。

【文化財の種別】

【文化財の名称】

【文化財の員数】

【変更後の住所氏名】

住所

氏名

【変更前の住所氏名】

住所

氏名

【選任、変更又は解任の年月日】

年 月 日

【選任、変更又は解任の理由】

所有者変更等届出書

年 月 日

海老名市教育委員会 殿

☐所有者 ☐管理責任者

住所（団体の場合は主たる事務所の所在地）

氏名（団体の場合は名称及び代表者の氏名）

電話 () ⑩

海老名市文化財保護条例第10条の規定により、

{	☐ 次の文化財の	☐ 所有者 ☐ 占有者	が変更したので届け出ます。	}	
	☐ 次の文化財の	☐ 所有者 ☐ 管理責任者			
{	☐ 次の文化財の	☐ 所有者 ☐ 管理責任者	の ☐ 住所又は所在地	が変更したので届け出ます。	}
			☐ 氏名又は名称		

【文化財の種別】

【文化財の名称】

【文化財の員数】

【変更後の住所（所在地）及び氏名（名称）】

住所（所在地）

氏名（名称）

【変更前の住所（所在地）及び氏名(名称)】

住所（所在地）

氏名（名称）

【変更年月日】

年 月 日

（注）該当する□にレ印を記入してください。

滅失、毀損等届出書

年 月 日

海老名市教育委員会 殿

☐所有者 ☐管理責任者

住所（団体の場合は主たる事務所の所在地）

氏名（団体の場合は名称及び代表者の氏名）

電話 () ㊟

海老名市文化財保護条例第11条の規定により、次の文化財が
{ 滅失した ・ 毀損した ・ 亡失した ・ 盗み取られた } ので届け出ます。

【文化財の種別】

【文化財の名称】

【文化財の員数】

【届出事実の発見年月日】

年 月 日

【届出事実の状況】

【発見後の処理】

（注）該当する□に㊟印を記入してください。

所在場所変更届出書

年 月 日

海老名市教育委員会 殿

☐所有者 ☐管理責任者

住所（団体の場合は主たる事務所の所在地）

氏名（団体の場合は名称及び代表者の氏名）

電話 () ㊞

海老名市文化財保護条例第12条第1項の規定により、次の文化財の所在の場所を変更したいので届け出ます。

【文化財の種別】

【文化財の名称】

【文化財の員数】

【変更後の所在の場所】

【変更年月日】

年 月 日

【変更の理由】

【文化財を変更前の所在の場所に復する場合においては、その予定日】

年 月 日

（注） 該当する□にレ印を記入してください。

所在地等異動届出書

年 月 日

海老名市教育委員会 殿

住所（団体の場合は主たる事務所の所在地）

氏名（団体の場合は名称及び代表者の氏名）

電話 () ⑩

海老名市文化財保護条例第12条第2項の規定により、次の文化財の所在する土地について、異動があったので届け出ます。

【文化財の種別】

【文化財の名称】

【文化財の員数】

【異動後の所在、地番、地目及び地積】

【異動前の所在、地番、地目及び地積】

（注） 所在又は地番の異動の場合は指定書又は登録書を、地番、地目又は地積の異動の場合は登記事項証明書及び公図の写しを添付してください。

第12号様式（第16条関係）

保持者氏名等変更届出書

年 月 日

海老名市教育委員会 殿

住所

氏名

㊞

電話 ()

海老名市文化財保護条例第13条第1項の規定により、次の文化財の保持者の
{ 氏名 ・ 芸名又は雅号 ・ 住所 } を変更したので届け出ます。

【文化財の種別】

【文化財の名称】

【新氏名（芸名、雅号）又は新住所】

住所

氏名

【旧氏名（芸名、雅号）又は旧住所】

住所

氏名

【変更年月日】

年 月 日

（注） 認定書を添付してください。

保持者事故等届出書

年 月 日

海老名市教育委員会 殿

☐保持者 ☐相続人

住所

氏名

㊞

電話 ()

海老名市文化財保護条例第13条第1項の規定により、次の文化財の保持者の
{ 死亡 ・ 心身の故障 } について届け出ます。

【文化財の種別】

【文化財の名称】

【保持者の住所及び氏名】（届出者が、相続人の場合は記入してください。）

住所

氏名

【届出の事由の発生年月日】

年 月 日

- （注） 1 該当する□に㊞を記入してください。
2 認定書を添付してください。

保持団体等異動届出書

年 月 日

海老名市教育委員会 殿

主たる事務所の所在地

団体の名称及び代表者の氏名

電話 () ⑩

海老名市文化財保護条例第13条第2項の規定により、

次の文化財の保持団体の
☐ 名称の変更
☐ 事務所所在地の変更
☐ 代表者の変更
☐ 解散
について届け出ます。

【文化財の種別】

【文化財の名称】

【変更又は異動後】

【変更又は異動前】

【届出の事由の発生年月日】

年 月 日

- (注) 1 該当する□にレ印を記入してください。
2 認定書を添付してください。

第15号様式（第17条関係）

文化財の管理又は修理に関する勧告書

年 月 日

様

海老名市教育委員会 印

海老名市文化財保護条例第14条（第1項・第2項）の規定に基づき、次のとおり勧告します。

【勧告の内容】

【勧告の理由】

第16号様式（第17条関係）

文化財の保存に関する勧告書

年 月 日

様

海老名市教育委員会 印

海老名市文化財保護条例第14条第3項の規定に基づき、次のとおり勧告します。

【勧告の内容】

【勧告の理由】

現状変更等許可申請書

年 月 日

海老名市教育委員会 殿

住所（団体の場合は主たる事務所の所在地）

氏名（団体の場合は名称及び代表者名の氏名）

電話 () ㊞

海老名市文化財保護条例第16条第1項の規定により、次の海老名市指定重要文化財について現状変更等の許可を受けたいので申請します。

【文化財の種別】

【文化財の名称】

【文化財の員数】

【現状変更等の内容及び実施方法】

【現在の所在の場所から移動する場合の移動先及び期間】

【現状変更等を必要とする理由】

【現状変更等の着手及び完了予定日】

着手 年 月 日 完了予定 年 月 日

【現状変更等の施行者の住所（所在地）及び氏名(名称)】

住所（所在地）

氏名（名称）

（注） 必要に応じて、次の図書を添付してください。

- （1） 現状変更等に係る設計仕様書及び設計図
- （2） 現状変更等をしようとする箇所の写真又は見取図
- （3） 現状変更等を必要とする理由を証する資料
- （4） 許可申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の現状変更等に係る承諾書（第18号様式）
- （5） 管理責任者が選任されている場合において、許可申請者が管理責任者以外の者であるときは、管理責任者の現状変更等に係る承諾書（第18号様式）

第18号様式（第18条、第19条関係）

現状変更等に係る承諾書

年 月 日

海老名市教育委員会 殿

☐所有者 ☐管理責任者

住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名（団体にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話 () ⑩

海老名市文化財保護条例施行規則〔第18条第2項・第19条第2項〕の規定により、次の文化財の現状変更等について承諾します。

【文化財の種別・名称・員数】

【現状変更等の内容】

現状変更等許可通知書

年 月 日

様

海老名市教育委員会

海老名市文化財保護条例施行規則第18条第3項の規定により、 年 月 日付けで申請の
あった現状変更等許可申請は、次のとおり現状変更等（ ）を許可しま
す。

【文化財の種別】

【文化財の名称】

【文化財の員数】

【現状変更等の内容及び実施方法】

【現在の所在の場所から移動する場合の移動先及び期間】

【現状変更等を必要とする理由】

【現状変更等の着手及び完了予定日】

着手 年 月 日 完了予定 年 月 日

【現状変更等の施行者の住所（所在地）及び氏名（名称）】

住所（所在地）

氏名（名称）

【許可条件】

(裏面)

(教示)

1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、海老名市長に対して審査請求をすることができます。

2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、海老名市を被告として（訴訟において海老名市を代表する者は海老名市教育委員会となります。）、横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

現状変更等不許可通知書

年 月 日

様

海老名市教育委員会 ㊞

海老名市文化財保護条例施行規則第18条第3項の規定により、 年 月 日付けで申請のあった現状変更等許可申請は、次の理由により不許可としたので通知します。

【文化財の名称】

【不許可の理由】

（教示）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、海老名市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、海老名市を被告として（訴訟において海老名市を代表する者は海老名市教育委員会となります。）、横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

現状変更等着手（完了）届出書

年 月 日

海老名市教育委員会 殿

住所（団体の場合は主たる事務所の所在地）

氏名（団体の場合は名称及び代表者の氏名）

電話 ()

㊞

海老名市文化財保護条例施行規則第 1 8 条第 5 項の規定により、次の文化財の現状変更等について
{ 着手 ・ 完了 } したので届け出ます。

【文化財の種別】

【文化財の名称】

【文化財の員数】

【着手年月日】

年 月 日

【完了年月日】

年 月 日

【その他参考となるべき事項】

（注） 完了届に際しては、現状変更等又は修理の結果を示す写真又は見取図等を添付してください。

現状変更等届出書

年 月 日

海老名市教育委員会 殿

住所（団体の場合は主たる事務所の所在地）

氏名（団体の場合は名称及び代表者の氏名）

電話 ()

海老名市文化財保護条例第17条第1項の規定により、次の海老名市登録文化財について、現状変更等をしたいので届け出ます。

【文化財の種別】

【文化財の名称】

【文化財の員数】

【現状変更等の内容及び実施方法】

【現状の所在の場所から移動する場合の移動先及び期間】

【現状変更等を必要とする理由】

【現状変更等の着手及び完了予定日】

着手 年 月 日 完了予定 年 月 日

【現状変更等の施行者の住所（所在地）及び氏名（名称）】

住所（所在地）

氏名（名 称）

（注） 必要に応じて、次の書類を添付してください。

- （1） 現状変更等に係る設計仕様書及び設計図
- （2） 現状変更等をしようとする箇所の写真又は見取図
- （3） 現状変更等を必要とする理由を証する資料
- （4） 届出者が所有者以外の者であるときには、所有者の現状変更等に係る承諾書（第18号様式）
- （5） 管理責任者が選任されている場合において、届出者が管理責任者以外の者であるときは、管理責任者の現状変更等に係る承諾書（第18号様式）

修理届出書

年 月 日

海老名市教育委員会 殿

住所（団体の場合は主たる事務所の所在地）

氏名（団体の場合は名称及び代表者の氏名）

電話 () ㊞

海老名市文化財保護条例第18条第1項の規定により、次の海老名市指定重要文化財を修理したいので届け出ます。

【文化財の種別】

【文化財の名称】

【文化財の員数】

【修理の内容及び実施方法】

【現在の所在場所から移動する場合の移動先及び期間】

【修理を必要とする理由】

【修理の着手及び完了予定日】

着手 年 月 日 完了予定 年 月 日

【修理施行者の住所（所在地）及び氏名（名称）】

住所（所在地）

氏名（名称）

（注） 必要に応じて、次の書類を添付してください。

- （１） 修理に係る設計仕様書及び設計図
- （２） 修理しようとする箇所の写真又は見取図

文化財の公開に関する勧告書

年 月 日

様

海老名市教育委員会 印

海老名市文化財保護条例第 2 4 条 { 第 1 項
第 2 項
第 3 項
第 4 項
第 5 項 } の規定に基づき、次のとおり勧告します。

【勧告の内容】

【勧告の理由】

報告第 5 号

海老名市文化財保存整備委員会条例施行規則の廃止について

別紙のとおり、海老名市文化財保存整備委員会条例施行規則について、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和49年教委規則第2号）第3条第1項の規定により臨時に代理し廃止したので、同条第2項の規定により報告する。

平成31年4月25日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤 文 康

提案理由

海老名市文化財保存整備委員会条例施行規則を廃止したため

海老名市文化財保存整備委員会条例施行規則の廃止について

1 廃止を要する規則

海老名市文化財保存整備委員会条例施行規則

2 廃止理由

海老名市文化財保護条例の全部改正に伴い、海老名市文化財保存整備委員会条例を廃止するため。

3 教育長の臨時代理をした理由

教育委員会規則の廃止については、教育委員会が決定する事項の一つであるが、海老名市文化財保護条例の全部を改正することについて平成 31 年第 1 回海老名市議会定例会において原案どおり可決され、その附則において海老名市文化財保存整備委員会条例が廃止となる。上記規則は条例の関連規則であることから条例と同日施行といたく、急施を要する。よって、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第 3 条第 1 項の規定により教育長が臨時に代理して廃止した。

4 廃止文

別紙のとおり

5 施行期日

平成 31 年 4 月 1 日

海老名市文化財保存整備委員会条例施行規則を廃止する規則

海老名市文化財保存整備委員会条例施行規則（平成 16 年教委規則第 6 号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

報告第6号

海老名市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則の一部改正について

海老名市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則について、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和49年教委規則第2号）第3条第1項の規定により臨時に代理し一部改正したので、同条第2項の規定により報告する。

平成31年4月25日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤 文 康

報告理由

海老名市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則の一部を改正したため

海老名市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則の一部改正について

1 改正を要する規則

海老名市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則

2 改正理由

海老名市文化財保護条例の全部改正、海老名市学校施設再整備計画策定検討委員会条例の廃止及び海老名市史編さん審議会条例の廃止に伴い、上記規則に規定されている事項を整理するため。

3 教育長の臨時代理をした理由

教育委員会規則の一部改正については教育委員会が決定する事項の一つであるが、上記条例を改正・廃止することについて平成 31 年第 1 回海老名市議会定例会において原案どおり可決され、上記規則は条例の関連規則であることから条例と同日施行といたく、急施を要する。よって、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第 3 条第 1 項の規定により教育長が臨時に代理して一部改正した。

4 改正内容

別紙改正文及び新旧対照表のとおり

5 施行期日

平成 31 年 4 月 1 日

海老名市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則の一部を
改正する規則

海老名市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則（昭和４６年教委規則第１号）の一部を次のように改正する。

別表第２海老名市学校施設再整備計画策定検討委員会の項、海老名市文化財保存整備委員会の項及び海老名市史編さん審議会の項を削り、海老名市奨学生選考委員会の項の前に次のように加える。

海老名市文化財 保護審議会	文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議を行うこと。	教育総務課
------------------	----------------------------------	-------

附 則

この規則は、平成３１年４月１日から施行する。

海老名市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則 新旧対照表

新		旧	
海老名市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則 昭和46年10月1日 教委規則第1号		海老名市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則 昭和46年10月1日 教委規則第1号	
本則・附則・別表第1（第4条関係） 略		本則・附則・別表第1（第4条関係） 略	
別表第2（第5条関係）		別表第2（第5条関係）	
名称	主な所掌事務	名称	主な所掌事務
	《削 除》	海老名市学校施設再整備計画策定検討委員会	学校施設の再整備計画策定に際し、必要な調査審議を行うこと。
	《削 除》	海老名市文化財保存整備委員会	文化財の保存整備と活用に関する事業の基本方針及び環境整備計画その他必要な事項に關し調査審議を行うこと。
	《削 除》	海老名市史編さん審議会	市史編さん事業の基本方針及び事業計画等の調査審議を行うこと。
海老名市文化財保護審議会	文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議を行うこと。	海老名市奨学生選考委員会	奨学生としての適否の審査を行うこと。
海老名市奨学生選考委員会	奨学生としての適否の審査を行うこと。		
【略】		【略】	

報告第 7 号

海老名市指定文化財保存管理等事業補助金交付要綱の改正について

海老名市指定文化財保存管理等事業補助金交付要綱の改正について、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和49年教委規則第 2 号）第 4 条の規定により報告する。

平成 3 1 年 4 月 2 5 日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊 藤 文 康

報告理由

海老名市文化財保護条例の改正にあわせ、要綱を改正したため

海老名市指定文化財保存管理等事業補助金交付要綱の改正について

1. 主な改正点

(1) 市指定重要有形文化財の補助

現状 20,000 円以内

- 通常の維持管理 1 件につき 20,000 円以内
- 保存管理、修理又は復旧事業 1 / 2 補助
※対象経費 50 万以上、補助額は 150 万を限度

(2) 国県指定重要有形文化財の国県補助事業随伴補助

1 / 6 又は対象経費から国県補助額を控除した額 1 / 3 以内のいずれか少ない額
補助額は 150 万を限度

(3) 補助対象除外の追加

無形文化財の保持者又は保持団体が複数で団体を構成し、文化財の保存活用に関する市の補助金の交付を受けているとき

2. 改正理由

文化財保護条例に改正に伴い、指定文化財の管理や公開について規制を強化している。指定の代償的な措置として補助要綱を改正、文言の修正を行った。

3. 金額の根拠

県内他市の状況と比較し、設定。

※周辺市町限度額 500 万：厚木市、伊勢原市：300 万：寒川町、150 万：藤沢市
上限なし：川崎市、相模原市、秦野市、平塚市、南足柄市

4. 運用について

平成 31 年度は従前と同様の維持管理について交付。

今後、各指定文化財の状況を勘案し、保存管理等で対応が必要なものについて予算計上していく。1 年に複数の補助事業が入らないよう調整していきたい。

5. 施行

平成31年4月1日

ただし、第3条第1項第1号の規定による事業は、緊急を要する復旧事業を除き、平成32年4月1日以降の事業から適用する。

海老名市指定重要文化財保存管理等事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、海老名市文化財保護条例（平成31年条例第8号。以下「条例」という。）第5条の規定により指定された海老名市指定重要文化財（以下「市指定重要文化財」という。）等の保存と活用を図り、市民の郷土に対する理解を深めると共に、市民の文化の向上及び発展に資するため、文化財の保存管理等に関する事業を行う者に対する補助金を交付することについて、海老名市補助金等交付に関する規則（昭和58年規則第12号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助対象者は、市指定重要文化財、国指定重要文化財等（文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）の規定による指定を受けた文化財）又は県指定文化財等（神奈川県文化財保護条例（昭和30年神奈川県条例13号。以下「県条例」という。）の規定による指定を受けた文化財）の所有者若しくは管理責任者又は保持者若しくは保持団体とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合を除く。

- (1) 国若しくは地方公共団体又はこれに準ずる公的団体が所有者又は管理者である場合
- (2) 所有者又は管理者が入場料などを徴収している場合
- (3) 保持者又は保持団体が複数で団体を構成し、文化財の保存活用に関する市の補助金の交付を受けている場合

(補助対象事業)

第3条 補助対象事業は、文化財の管理、修理又は復旧のために多額の費用を要し、文化財の所有者、管理責任者、保持者又は保持団体がその負担に堪えない場合その他特別の事情がある場合で次の各号に掲げる事業とする。

- (1) 市指定重要有形文化財、市指定重要有形民俗文化財、市指定史跡、市指定名

勝又は市指定天然記念物の保存管理、修理又は復旧事業で別表に定めるもの

(2) 市指定重要有形文化財、市指定重要有形民俗文化財、市指定史跡、市指定名

勝又は市指定天然記念物の通常の維持管理に係る事業で別表に定めるもの

(3) 市指定重要無形文化財、市指定重要無形民俗文化財の記録保存作成、伝承者の養成及び公開に係る事業で別表に定めるもの

(4) 国指定重要文化財、県指定重要文化財、県指定有形民俗文化財、県指定無形民俗文化財又は県指定史跡名勝天然記念物の保存修理等事業で別表に定めるもの

(補助金の額等)

第4条 補助金の補助率及び限度額は、別表に掲げる基準によるものとし、予算で定める額とする。

(補助条件)

第5条 管理者は、法、県条例及び条例に定められた事項を遵守し、指定された文化財を保存管理しなければならない。

(書類の整備)

第6条 補助を受ける事業者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の収入及び支出に係る書類を整備しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業が完了する日の属する会計年度の翌年から5年間保存しなければならない。

(補助金交付の要望)

第7条 補助金の交付を要望しようとする者は、海老名市指定重要文化財保存管理等事業補助金交付要望書（第1号様式）に事業計画案及び予算案を添付し、原則として補助金の交付を受けようとする年度の前年度の9月末日までに市長に提出しなければならない。ただし、第3条第1項第2号の規定による事業については提出を要しない。

(補助金の交付申請)

第8条 規則第4条の規定による補助金の交付申請は、海老名市指定重要文化財保存管理等事業補助金交付申請書（第2号様式）に、次の書類を添えて行うものとする。

- (1) 事業計画書とその事業効果のわかる書類
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 前項に規定する申請書の提出期日は、市長が定めるものとする。

(補助事業の中止、廃止又は変更)

第9条 補助事業者は、補助事業を中止し、廃止し、又は変更するときは、海老名市指定重要文化財保存管理等事業補助金変更承認申請書（第3号様式）に中止し、廃止し、又は変更する事由のわかる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定通知)

第10条 市長は、規則第8条の規定による補助金の交付決定通知は、海老名市指定重要文化財保存管理等事業補助金交付決定通知書（第4号様式）により申請者に通知する。

(補助金の請求)

第11条 前条の規定の補助金の交付決定通知を受けた者は、市長の指示に従い請求するものとする。

(補助事業の事情変更による決定通知)

第12条 市長は、補助金交付の決定をした場合において、その後の事情変更により必要が生じたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、前項の処分を行った場合には、海老名市指定重要文化財保存管理等補助金交付（変更・中止）決定通知書（第5号様式）により申請者に通知する。

(実績報告)

第13条 規則第13条の規定による実績報告は、この要綱による補助金の交付を受けた事業完了日又は会計年度終了日のいずれか早い日から20日以内に、海老名市指定重要文化財保存管理等事業補助金実績報告書（第6号様式）に、次の書類を添えて行うものとする。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書

(3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第14条 市長は、前条の報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額の確定し、速やかに海老名市指定重要文化財保存管理等事業補助金確定通知書（第7号様式）により、補助事業者に通知する。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第3条第1項第1号の規定による事業は、緊急を要する復旧事業を除き、平成32年4月1日以降の事業から適用する。

《平成11年4月1日・制定》

《平成22年4月1日・改正》

《平成25年4月1日・改正》

《平成31年4月1日・改正》

別表（第3条、第4条関係）

補助対象事業			補助率及び限度額
(1) 市指定重要有形文化財、市指定重要有形民俗文化財、市指定史跡、市指定名勝又は市指定天然記念物の保存管理、修理又は復旧事業	保存管理事業	- 有形文化財又は有形民俗文化財専用の収蔵庫、防犯設備設置 - 防蟻・防虫 - 天然記念物の保護増殖 - 防火、避雷設備設置（有形文化財の建造物又は有形民俗文化財の家屋に設置する場合のみ）	補助対象経費が50万円以上の事業に対し、補助対象経費の2分の1以内。ただし、150万円を限度とする。
	修理事業	解体修理、部分修理（剥落、腐蝕防除を含む。）	
	復旧事業	地震、暴風雨、火災等の災害に伴う復旧工事	
(2) 市指定重要有形文化財、市指定重要有形民俗文化財、市指定史跡、市指定名勝又は市指定天然記念物の通常の維持管理に係る事業	看守、清掃、案内、公開、災害対策及び軽微な補修にかかる事業		1件につき2万円以内。ただし、複数の文化財を群として指定したものについては1件とする。
(3) 市指定重要無形文化財、市指定重要無形民俗文化財の記録保存作成、伝承者の養成及び公開に係る事業	記録保存作成事業	文書、写真、映像、採譜等による記録の作成	1件につき20万円以内
	伝承者の養成事業	実技指導及び講習会等の開催	
	公開事業	自主的な公演の開催	
(4) 国指定重要文化財、県指定重要文化財、県指定有形民俗文化財、県指定無形民俗文化財又は県指定史跡名勝天然記念物の保存修理等事業	対象文化財の管理、修理又は復旧のため実施する事業で、国又は県の補助事業として交付決定された事業		補助対象経費の6分の1又は補助対象経費から国、県の補助額を控除した額の3分の1のいずれか少ない額。ただし、150万円を限度とする。

第1号様式（第7条関係）

年 月 日

海老名市長 殿

要 望 者 〔所有者、管理責任者、保持者又は保持団体〕	住所又は所在地 名 称
--------------------------------	--------------------

代表者氏名

海老名市指定重要文化財保存管理等事業補助金交付要望書

海老名市指定重要文化財保存管理等事業補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり補助金の交付を要望します。

1 指定重要文化財等の名称

2 事業目的と内容

〔保存管理、修理、復旧、維持管理、記録保存作成、伝承者の養成、公開〕

3 交付要望額 金 円

4 添付書類

- ・事業計画案
- ・予算案
- ・その他（具体的に)

第2号様式（第8条関係）

年 月 日

海老名市長 殿

申 請 者 〔所有者、管理責任者、保持者又は保持団体〕	住所又は所在地 名 称
--------------------------------	--------------------

代表者氏名

海老名市指定重要文化財保存管理等事業補助金交付申請書

海老名市指定重要文化財保存管理等事業補助金交付要綱第8条の規定により、補助金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 指定重要文化財等の名称

2 指定重要文化財等の所在地

3 事業目的と内容

〔保存管理、修理、復旧、維持管理、記録保存作成、伝承者の養成、公開〕

4 補助金申請額 金 円

5 事業の着手及び完了の予定期日	・ 着手	年 月 日
	・ 完了	年 月 日

6 添付書類

・ 事業計画書	・ 収支予算書
・ その他（具体的に)	

第3号様式（第9条関係）

年 月 日

海老名市長 殿

申 請 者 〔所有者、管理責任者、保持者又は保持団体〕	住所又は所在地 名 称
--------------------------------	--------------------

代表者氏名

海老名市指定重要文化財保存管理等事業補助金変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定された海老名市指定重要文化財保存管理等補助金交付事業について、次のとおり事業を＜中止・廃止・変更＞したいので、海老名市指定重要文化財保存管理等事業補助金交付要綱第9条の規定に基づき申請します。

- 1 補助事業の名称
- 2 事業の所在地
- 3 事業を中止・廃止・変更する理由
- 4 変更となる事業の概要
- 5 添付書類（具体的に）

第4号様式（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

海老名市長

海老名市指定重要文化財保存管理等事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました海老名市指定重要文化財保存管理等事業補助金の交付について、次のとおり決定したので、海老名市指定重要文化財保存管理等事業補助金交付要綱第10条の規定に基づき通知します。

1 補助金交付決定額 金 円

2 補助条件

- (1) 補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止しようとするときは、市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業が予定の期間に完了する見込みがない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、指示を受けること。
- (3) 補助事業終了後は、速やかに海老名市指定重要文化財保存管理等事業補助金実績報告書を提出すること。
- (4) 関係法令、海老名市文化財保護条例（平成31年条例第8号）及び海老名市補助金等の交付に関する規則（昭和58年規則第12号）に定めるところに従うこと。
- (5) 補助事業者が、次のいずれかに該当すると認められる場合は、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることがあります。
 - ① 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
 - ② 対象文化財を有償にて譲渡し、又は住所を市外に移したとき。
 - ③ 補助金の交付決定の内容又は補助条件に違反したとき。
 - ④ その他、市長が補助を不適当と認めたとき。

第5号様式（第12条関係）

第 号
年 月 日

様

海老名市長

海老名市指定重要文化財保存管理等事業補助金交付（変更・中止）決定通知書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定した海老名市指定重要文化財保存管理等事業補助金について、海老名市指定重要文化財保存管理等事業補助金交付要綱第12条の規定に基づき、次のとおり（変更・中止）を決定したので通知します。

1 補助金（変更・中止）となった理由

2 補助金交付変更決定額 金 円

3 その他

補助事業の実施にあたっては 年 月 日付け 第 号で付した条件を遵守してください。

第6号様式（第13条関係）

年 月 日

海老名市長 殿

申 請 者 （所有者、管理責任者、保持者又は保持団体）	住所又は所在地 名 称
--------------------------------	--------------------

代表者氏名

海老名市指定重要文化財保存管理等事業補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた海老名市指定重要文化財保存管理等事業補助金に係る事業が完了したので、海老名市指定重要文化財保存管理等事業補助金交付要綱第13条の規定に基づき、関係書類を添えて次のとおり報告します。

1 補助金交付決定額 金 円

2 添 付 書 類 事業報告書
収支決算書
その他（具体的に ）

年 月 日

様

海老名市

海老名市指定重要文化財保存管理等事業補助金確定通知書

年 月 日付けで報告のあった海老名市指定重要文化財保存管理等事業補助金について、海老名市指定重要文化財保存管理等事業補助金交付要綱第14条の規定に基づき、次のとおり交付すべき額が確定したので通知します。

1	補助対象事業費	円
2	交付決定額	円
3	交付確定額	円
4	精算額	円

新 (改正後)	旧 (現行)
海老名市<u>指定重要文化財</u>保存管理等事業補助金交付要綱 (目的) 第1条 この要綱は、<u>海老名市文化財保護条例</u>（平成31年条例第 号。以下「<u>条例</u>」 という。）<u>第5条の規定により指定された海老名市指定重要文化財</u>（以下「<u>市指定 重要文化財</u>」という。）等の保存と活用を図り、市民の郷土に対する理解を深める と共に、市民の文化の向上及び発展に資するため、文化財の保存管理等に関する事 業を行う者に対する補助金を交付することについて、<u>海老名市補助金等交付に関す る規則</u>（昭和58年規則第12号。以下「<u>規則</u>」という。）に定めるもののほか、 必要な事項を定めるものとする。 (補助対象者) 第2条 補助対象者は、<u>市指定重要文化財、国指定重要文化財等（文化財保護法（昭 和25年法律第214号。以下「<u>法</u>」という。）の規定による指定を受けた文化財 ）又は県指定文化財等（神奈川県文化財保護条例（昭和30年神奈川県条例13号。 以下「<u>県条例</u>」という。）の規定による指定を受けた文化財）の所有者若しくは管 理責任者又は保持者若しくは保持団体とする。ただし、次の各号のいずれかに該当 する場合を除く。</u> (1) <u>国若しくは地方公共団体又はこれに準ずる公的団体が所有者又は管理者であ る場合</u> (2) <u>所有者又は管理者が入場料などを徴収している場合</u> (3) <u>保持者又は保持団体が複数で団体を構成し、文化財の保存活用に関する市の 補助金の交付を受けている場合</u> (補助対象事業) 第3条 補助対象事業は、<u>文化財の管理、修理又は復旧のために多額の費用を要し、 文化財の所有者、管理責任者、保持者又は保持団体がその負担に堪えない場合その 他特別の事情がある場合で次の各号に掲げる事業とする。</u> (1) <u>市指定重要有形文化財、市指定重要有形民俗文化財、市指定史跡、市指定名 勝又は市指定天然記念物の保存管理、修理又は復旧事業で別表に定めるもの</u> (2) <u>市指定重要有形文化財、市指定重要有形民俗文化財、市指定史跡、市指定名</u>	海老名市<u>指定文化財</u>保存管理等事業補助金交付要綱 (目的) 第1条 この要綱は、<u>海老名市補助金等交付に関する規則</u>（昭和58年4月12日規則第 12号。以下「<u>規則</u>」という。）に定めるもののほか、<u>海老名市文化財保護条例</u>（昭 和38年6月20日条例第18号。以下「<u>条例</u>」という。）<u>第3条の規定に基づく海老名 市指定重要文化財及び海老名市指定史跡名称天然記念物（以下「指定文化財」とい う。）に対し、条例第11条による補助金を交付することについて必要な事項を定 め、もつて指定文化財の保存管理とその活用を促し、文化的向上に資することを目 的とする。</u> (補助対象者) 第2条 補助対象者は、<u>指定文化財の所有者または管理責任者（以下いずれも「管理 者」という。）とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は除く。</u> (1) <u>国及び地方公共団体、もしくはこれに準ずる公的団体が管理者であるとき</u> (2) <u>管理者が入場料などを徴収しているとき</u> (補助対象事業) 第3条 補助対象事業は、<u>次の各号で定める指定文化財の保存管理、もしくはその修 理及び復旧に多額の経費を要する事業とする。</u> (1) <u>有形文化財は、保存管理、修理、復旧及び防災上に必要となる事業</u> (2) <u>無形文化財は、記録保存作成、伝承者の養成及び公開に係る事業</u> (3) <u>史跡名勝天然記念物は、保存管理、修理及び復旧に必要となる事業</u>

<u>勝又は市指定天然記念物の通常の維持管理に係る事業で別表に定めるもの</u> (3) <u>市指定重要無形文化財、市指定重要無形民俗文化財の記録保存作成、伝承者の養成及び公開に係る事業で別表に定めるもの</u> (4) <u>国指定重要文化財、県指定重要文化財、県指定有形民俗文化財、県指定無形民俗文化財又は県指定史跡名勝天然記念物の保存修理等事業で別表に定めるもの</u> <u>(補助金の額等)</u> 第4条 補助金の補助率及び限度額は、別表に掲げる基準によるものとし、予算で定める額とする。 (補助条件) 第5条 管理者は、<u>法、県条例及び条例に定められた事項を遵守し、指定された文化財を保存管理しなければならない。</u> (書類の整備) 第6条 補助を受ける事業者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の収入及び支出に係る書類を整備しておかなければならない。 2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業が完了する日の属する会計年度の翌年から5年間保存しなければならない。 <u>(補助金交付の要望)</u> 第7条 補助金の交付を要望しようとする者は、<u>海老名市指定重要文化財保存管理等事業補助金交付要望書（第1号様式）に事業計画案及び予算案を添付し、原則として補助金の交付を受けようとする年度の前年度の9月末日までに市長に提出しなければならない。ただし、第3条第1項第2号の規定による事業については提出を要しない。</u> (補助金の交付申請) 第8条 規則第4条の規定による補助金の交付申請は、<u>海老名市指定重要文化財保存管理等事業補助金交付申請書（第2号様式）</u>に、次の書類を添えて行うものとする。 (1) 事業計画書とその事業効果のわかる書類 (2) 収支予算書 (3) その他市長が必要と認める書類 2 前項に規定する申請書の提出期日は、市長が定めるものとする。	<u>(補助金の額)</u> 第4条 補助金の額は、<u>有形文化財については1件につき20,000円を、無形文化財については1件につき200,000円をそれぞれ超えない範囲内において、予算で定める額とする。</u> (補助条件) 第5条 管理者は、<u>文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び条例に定められた事項を遵守し、指定文化財を保存管理しなければならない。</u> (書類の整備) 第6条 補助を受ける事業者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の収入及び支出に係る書類を整備しておかなければならない。 2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業が完了する日の属する会計年度の翌年から5年間保存しなければならない。 (補助金の交付申請) 第7条 規則第4条の規定による補助金の交付申請は、<u>海老名市指定文化財保存管理等事業補助金申請書（第1号様式）</u>に、次の書類を添えて行うものとする。 (1) 事業計画書とその事業効果のわかる書類 (2) 収支予算書 (3) その他市長が必要と認める書類 2 前項に規定する申請書の提出期日は、市長が定めるものとする。
---	--

(補助事業の中止、<u>廃止又は変更</u>) 第9条 補助事業者は、補助事業を中止し、廃止し、又は変更するときは、<u>海老名市指定重要文化財保存管理等事業補助金変更承認申請書</u>（第3号様式）に中止し、<u>廃止し、又は変更</u>となる事由のわかる書類を添えて、市長に提出しなければならない。 (補助金の交付決定通知) 第10条 市長は、規則第8条の規定による補助金の交付決定通知は、<u>海老名市指定重要文化財保存管理等事業補助金交付決定通知書</u>（第4号様式）により申請者に通知する。 (補助金の請求) 第11条 前条の規定の補助金の交付決定通知を受けた者は、市長の指示に従い請求するものとする。 (補助事業の事情変更による決定通知) 第12条 市長は、補助金交付の決定をした場合において、その後の事情変更により必要が生じたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。 2 市長は、前項の処分を行った場合には、<u>海老名市指定重要文化財保存管理等補助金交付（変更・中止）決定通知書</u>（第5号様式）により申請者に通知する。 (実績報告) 第13条 規則第13条の規定による実績報告は、この要綱による補助金の交付を受けた事業完了日又は会計年度終了日のいずれか早い日から20日以内に、<u>海老名市指定重要文化財保存管理等事業補助金実績報告書</u>（第6号様式）に、次の書類を添えて行うものとする。 (1) 事業報告書 (2) 収支決算書 (3) その他市長が必要と認める書類 (補助金の額の確定) 第14条 市長は、前条の報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額の確定し、速やかに<u>海老名市指定重要文化財保存管理等事業補助金確定通知書</u>（第7号様式）により、補助事業者に通知する。	(補助事業の中止、<u>又は廃止、もしくは変更</u>) 第8条 補助事業者は、補助事業を中止または廃止、もしくは変更するときは、<u>海老名市指定文化財保存管理等事業補助金変更承認申請書</u>（第2号様式）に中止または<u>廃止、もしくは変更</u>となる事由のわかる書類を添えて、市長に提出しなければならない。 (補助金の交付決定通知) 第9条 市長は、規則第8条の規定による補助金の交付決定通知は、<u>海老名市指定文化財保存管理等事業補助金交付決定通知書</u>（第3号様式）により申請者に通知する。 (補助金の請求) 第10条 前条の規定の補助金の交付決定通知を受けた者は、市長の指示に従い請求するものとする。 (補助事業の事情変更による決定通知) 第11条 市長は、補助金交付の決定をした場合において、その後の事情変更により必要が生じたときは、補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。 2 市長は、前項の処分を行った場合には、<u>海老名市指定文化財保存管理等補助金変更決定通知書</u>（第4号様式）により申請者に通知する。 (実績報告) 第12条 規則第13条の規定による実績報告は、この要綱による補助金の交付を受けた事業完了日、もしくは会計年度終了日のいずれか早い日から20日以内に、<u>海老名市指定文化財保存管理及び修理等事業補助金実績報告書</u>（第5号様式）に、次の書類を添えて行うものとする。 (1) 事業報告書 (2) 収支決算書 (3) その他市長が必要と認める書類
---	---

(委任)	(委任)
第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。	第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第3条第1項第1号の規定による事業は、緊急を要する復旧事業を除き、平成32年4月1日以降の事業から適用する。

別表1（第3条、第4条関係）

補助対象事業		補助率及び限度額
(1) 市指定重要有形文化財、市指定重要有形民俗文化財、市指定史跡、市指定名勝又は市指定天然記念物の保存管理、修理又は復旧事業	保存管理事業	補助対象経費が50万円以上の事業に対し、補助対象経費の2分の1以内。ただし、150万円を限度とする。
	修理事業	
	復旧事業	
(2) 市指定重要有形文化財、市指定重要有形民俗文化財、市指定史跡、市指定名勝又は市指定天然記念物の通常の維持管理に係る事業	看守、清掃、案内、公開、災害対策及び軽微な補修にかかる事業	1件につき2万円以内。 ただし、複数の文化財を群として指定したものに ついては1件とする。
	記録保存作成事業	
(3) 市指定重要無形文化財、市指定重要無形民俗文化財の記録保存作成、伝承者の養成及び公開に係る事業	記録保存作成事業	1件につき20万円以内
	伝承者の養成事業	
	公開事業	

(4) <u>国指定重要文化財、 県指定重要文化財、県指定 有形民俗文化財、県指定無 形民俗文化財又は県指定史 跡・名勝・天然記念物の保存修 理等事業</u>	<u>対象文化財の管理、修理又は復旧のため実施 する事業で、国又は県の補助事業として交付 決定された事業</u>	<u>補助対象経費の6分の1 又は補助対象経費から 国、県の補助額を控除し た額の3分の1のいづれ か少ない額。ただし、 150万円を限度とする。</u>
--	---	--

報告第 8 号

海老名市部活動支援員派遣要綱の一部改正について

海老名市部活動支援員派遣要綱の一部改正について、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和49年教委規則第2号）第4条の規定により報告する。

平成31年4月25日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤 文 康

報告理由

海老名市部活動支援員の派遣時間及び謝礼金等について見直し及び改正したため

海老名市部活動支援員派遣要綱の一部改正について

1. 改正内容

「海老名市部活動支援員派遣要綱 新旧対照表」のとおり

2. 概要

現行要綱では、部活動支援員の活動時間は 1 日 2 時間以上となっているが、これを 1 日 1 時間以上に改める。

また、これに伴い 1 日 2,000 円の謝金の額を、1 時間以上 2 時間未満 1,000 円、2 時間以上 2,000 円に改める。

3. 改正理由

学校の実情に即した活動時間に改め、部活動支援員の活用を促進するため。

4. 施行日

平成 31 年 4 月 1 日

海老名市部活動支援員派遣要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、海老名市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が、海老名市部活動支援員（以下「支援員」という。）を海老名市立中学校（以下「中学校」という。）に派遣することについて、必要な事項を定める。

(職務)

第2条 支援員は、中学校の部活動について、派遣された中学校の校長の監督の下に、部活動の顧問教員（以下「顧問」という。）及び学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第78条の2に規定する部活動指導員（以下「指導員」という。）を支援する立場から、顧問及び指導員の指示により、次に掲げる職務を行うことができるものとする。

- (1) 技術的な指導及び助言
- (2) 学校外での活動（練習試合等）の引率
- (3) 用具、施設等の点検、管理
- (4) 事故が発生した際の現場対応
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認めた職務

(留意事項)

第3条 支援員は、前条に規定する職務を行う際には、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 生徒の健康、安全確保等に努めること。
- (2) 顧問及び指導員と連絡を密にすること。
- (3) 顧問及び指導員と支援内容の打合せを行うこと。

(支援員の要件)

第4条 支援員は、次の要件を満たす者の中から教育委員会が選任する。

- (1) 当該部活動の指導方針等に理解があること。
- (2) 当該部活動に係る知識、技術等を有すること。

- (3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格条項に該当していないこと。

（支援員の登録）

第5条 支援員として登録を希望する者は、海老名市部活動支援員登録届出書（様式1）を、教育委員会に提出しなければならない。

- 2 教育委員会は、前項の規定による届出があったときは、海老名市部活動支援員登録簿に登録するものとする。

（申請及び決定）

第6条 支援員の派遣を希望する中学校の校長は、海老名市部活動支援員派遣申請書（様式2）により教育委員会に申請するものとする。

- 2 教育委員会は、前項の規定による申請があったときはその内容を審査し、支援員の派遣を決定したときは、海老名市部活動支援員派遣決定通知書（様式3）により前項の規定による申請を行った中学校の校長に、海老名市部活動支援員決定通知書（様式4）により当該部活動に派遣する支援員に通知する。

（派遣期間等）

第7条 支援員の派遣期間は、派遣を決定した日から、派遣を決定した日を含む年度の末までとする。

- 2 派遣時間は1日当たり1時間以上とし、派遣日数は教育委員会が別に定める。

（支援員の謝金等）

第8条 支援員の謝金は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 海老名市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（昭和35年教委規則第1号）第3条第1号に規定する休業日（以下「休業日」という。）以外の日における活動で、1時間以上2時間未満活動した場合 日額1,000円
- (2) 休業日以外の日における活動で、2時間以上活動した場合 日額2,000円
- (3) 休業日における活動で1時間以上2時間未満活動した場合 日額1,000円
- (4) 休業日における活動で、2時間以上活動した場合 日額2,000円

(5) 休業日における単独での活動（派遣を受けた中学校の校長が指示した場合に限る。） 日額4,000円

(6) 休業日における単独での引率（派遣を受けた中学校の校長が指示した場合に限る。） 日額6,000円

2 前項に規定する謝金は、次に掲げる期ごとにまとめ、各期の末月の翌月に支払うものとする。

(1) 第1期（5月・6月）

(2) 第2期（7月・8月）

(3) 第3期（9月・10月）

(4) 第4期（11月・12月）

(5) 第5期（1月・2月・3月）

（活動記録簿等）

第9条 支援員の派遣を受けた中学校の校長は、部活動支援員活動記録簿（様式5）を実施した月の翌月10日まで（3月分については3月31日まで）に、教育委員会に提出するものとする。

2 支援員の派遣を受けた中学校の校長は、休業日における支援員の単独での活動又は単独での引率を指示したときは、部活動支援員単独活動等報告書（様式6）を第1項の部活動支援員活動記録簿とともに教育委員会に提出するものとする。

（支援員の保険）

第10条 支援員は、職務中に負傷したときに備えスポーツ安全保険に加入することができる。この場合において、当該保険に係る掛金は海老名市が負担する。

（研修）

第11条 支援員は、教育委員会が開催する説明会に参加しなければならない。また、教育委員会が開催する研修会を受講するものとする。

（職務上の義務）

第12条 支援員は、職務の遂行に当たってはこれに専念しなければならない。

2 支援員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様

とする。

(事故報告)

第13条 支援員の派遣を受けた中学校の校長は、当該支援員が負傷したときは、事故報告書を作成し、速やかに教育委員会に提出しなければならない。

(支援員の解任)

第14条 教育委員会は、支援員本人から辞任の申出があったとき又は次の各号のいずれかに該当するときは、支援員を解任することができる。

- (1) 第12条の規定に違反したと認められるとき。
- (2) 心身の故障のため職務を遂行することができないと認められるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか解任に相当する事由があると認められるとき。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

海老名市部活動支援員登録届出書

年 月 日

海老名市教育委員会 殿

海老名市部活動支援員として登録を希望するので、海老名市部活動支援員派遣要綱第 5 条の規定により、次のとおり届け出ます。

			※登録番号
ふりがな 氏 名	(男・女)	生年月日	
住 所	〒 ー		
連 絡 先			
メールアドレス			
職 業 (勤 務 先)			
希 望 す る 部 活 動 名	部	指導種目の 経験年数	年
希 望 す る 中 学 校	中学校	交 通 手 段	
私は、以下の事項に該当しません。 (1) 成年被後見人又は被保佐人 (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 (3) 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者 (4) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第 60 条から第 62 条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者 (5) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 署名 _____			

※受理日

年 月 日

※受理者

様式 2 (第 6 条関係)

海老名市部活動支援員派遣申請書

年　月　日

海老名市教育委員会　殿

海老名市立
校　長

中学校
印

海老名市部活動支援員の派遣を受けたいので、海老名市部活動支援員派遣要綱第6条第1項の規定により、次のとおり申請します。

派遣を希望する部活動名	派遣を希望する部活動の所属生徒数		
部	男 人	女 人	合計 人
担　当　顧　問　名			
派遣を希望する理由			
特　記　事　項			

様式 3 (第 6 条関係)

海老名市部活動支援員派遣決定通知書

年 月 日 海老名市立 中学校長 殿 海老名市教育委員会 年 月 日付で申請のあった海老名市部活動支援員派遣について、 支援員の派遣を決定したので、海老名市部活動支援員派遣要綱第 6 条第 2 項の規定 により次のとおり通知します。			
派遣する部活動名	部		
派 遣 す る 支 援 員			
ふり 氏	がな 名	生年月日	
住 所			
連 絡 先			
職 業			
派 遣 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日		
派遣する日時間等	別に定める。		
(備考)			

様式 4 （第 6 条関係）

海老名市部活動支援員決定通知書

年 月 日	
殿	
海老名市教育委員会	
海老名市部活動支援員として派遣を決定したので、海老名市部活動支援員派遣要綱第 6 条第 2 項の規定により次のとおり通知します。	
派遣する学校名	中学校
派遣する部活動名	部
派 遣 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
そ の 他	

部活動支援員活動記録簿

日	曜日	勤務した時刻①	勤務した時刻②	休憩時間	1H以上 2H未満	2H 以上	単独での 活動及び 引率
1		～	～	～			
2		～	～	～			
3		～	～	～			
4		～	～	～			
5		～	～	～			
6		～	～	～			
7		～	～	～			
8		～	～	～			
9		～	～	～			
10		～	～	～			
11		～	～	～			
12		～	～	～			
13		～	～	～			
14		～	～	～			
15		～	～	～			
16		～	～	～			
17		～	～	～			
18		～	～	～			
19		～	～	～			
20		～	～	～			
21		～	～	～			
22		～	～	～			
23		～	～	～			
24		～	～	～			
25		～	～	～			
26		～	～	～			
27		～	～	～			
28		～	～	～			
29		～	～	～			
30		～	～	～			
31		～	～	～			

勤務校	中学校
部 活	部
氏 名	
2H未満 日数	日
2H以上 日数	日

◆1日の活動時間は1時間以上とします。

◆1日の活動時間が6時間を超える場合は、1時間の休憩を取ってください。

◆7時間45分を超える活動はできません。

◆休業日における単独での活動及び引率を行った場合は、単独活動等報告書(様式6)を提出してください。

【学校長確認印】

中学校

部活動支援員単独活動等報告書 (休業日の単独活動)

部活動支援員 氏名

[年 月]

注) 修正の際は学校長印と同様の印で訂正してください。

	活動日	活動開始時刻	活動終了時刻	活動場所	活動内容 ※活動内容を具体的に記載してください。 * 2回目以降、同内容の場合は「〃」可
1	/	:	:		
2	/	:	:		
3	/	:	:		
4	/	:	:		
5	/	:	:		
6	/	:	:		
7	/	:	:		
8	/	:	:		
9	/	:	:		
10	/	:	:		
11	/	:	:		
12	/	:	:		
13	/	:	:		
14	/	:	:		
15	/	:	:		

上記の活動内容について許可しましたので、報告します。

海老名市立 中学校

校 長

印

新	旧
第1条－第6条 略 (派遣期間等) 第7条 支援員の派遣期間は、派遣を決定した日から、派遣を決定した日を含む年度の末までとする。 2 派遣時間は1日当たり <u>1</u> 時間以上とし、派遣日数は教育委員会が別に定める。(支援員の謝金等) 第8条 支援員の謝金は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 海老名市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（昭和35年教委規則第1号）第3条第1号に規定する休業日（以下「休業日」という。）以外の日 <u>における活動で、1時間以上2時間未満活動した場合 日額1,000円</u> (2) <u>休業日以外の日における活動で、2時間以上活動した場合 日額2,000円</u> (3) <u>休業日における活動で、1時間以上2時間未満活動した場合 日額1,000円</u> (4) <u>休業日における活動で、2時間以上活動した場合 日額2,000円</u> (5) 休業日における単独での活動（派遣を受けた中学校の校長が指示した場合に限る。） 日額4,000円 (6) 休業日における単独での引率（派遣を受けた中学校の校長が指示した場合に限る。） 日額6,000円 (活動記録簿等) 第9条 支援員の派遣を受けた中学校の校長は、部活動支援員活動記録簿（様式5）を実施した月の翌月10日まで（3月分については3月31日まで）に、教育委員会に提出するものとする。 2 支援員の派遣を受けた中学校の校長は、休業日における支援員の単独での活動又は単独での引率を指示したときは、部活動支援員単独活動等報告書（様式6）を第1項の部活動支援員活動記録簿とともに教育委員会に提出するものとする。 以下 略	第1条－第6条 略 (派遣期間等) 第7条 支援員の派遣期間は、派遣を決定した日から、派遣を決定した日を含む年度の末までとする。 2 派遣時間は1日当たり <u>2</u> 時間以上とし、派遣日数は教育委員会が別に定める。(支援員の謝金等) 第8条 支援員の謝金は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 海老名市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（昭和35年教委規則第1号）第3条第1号に規定する休業日（以下「休業日」という。）以外の日 <u>日額2,000円</u> (2) <u>休業日における活動 日額2,000円</u> (3) 休業日における単独での活動（派遣を受けた中学校の校長が指示した場合に限る。） 日額4,000円 (4) 休業日における単独での引率（派遣を受けた中学校の校長が指示した場合に限る。） 日額6,000円 (出勤簿等) 第9条 支援員の派遣を受けた中学校の校長は、部活動支援員出勤簿（様式5）を実施した月の翌月10日まで（3月分については3月31日まで）に、教育委員会に提出するものとする。 2 支援員の派遣を受けた中学校の校長は、休業日における支援員の単独での活動又は単独での引率を指示したときは、部活動支援員活動記録簿（様式6）を第1項の部活動支援員出勤簿とともに教育委員会に提出するものとする。 以下 略

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱の規定は、平成30年4月1日から施行する。

報告第 9 号

海老名市修学旅行検討委員会設置要綱の制定について

海老名市修学旅行検討委員会設置要綱の制定について、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和49年教委規則第2号）第4条の規定により報告する。

平成31年4月25日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤 文 康

報告理由

海老名市立小中学校における修学旅行の在り方についての検討委員会を設置する目的で、新たに要綱を制定したため

海老名市修学旅行検討委員会設置要綱の制定について

1. 制定理由

海老名市立小中学校で実施する修学旅行の今後のあり方について、検討見直しを行うため。

2. 概要

海老名市立小中学校が実施する修学旅行の内容の在り方、発注する方法等の検討を行うために、海老名市修学旅行検討委員会を設置し、協議・検討を行う。

3. 設置理由

検討委員会の組織及び運営に関して必要な事項を定めるため。

4. 施行日

平成 31 年 4 月 1 日

5. 要綱

別紙のとおり

海老名市修学旅行検討委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、海老名市立小中学校における修学旅行の在り方を検討するため、海老名市修学旅行検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置し、検討委員会の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 今後の修学旅行の在り方に関する事。
- (2) 修学旅行にかかる保護者負担経費に関する事。
- (3) その他委員長が特に必要と認めたことに関する事。

(組織)

第3条 検討委員会は、委員20名以内をもって組織する。

2 検討委員会の委員は次に掲げる者のうちから、教育委員会が指名する。

- (1) 単位PTA会長会代表
- (2) 海老名市立小中学校保護者代表
- (3) 海老名市立小中学校校長会代表
- (4) 海老名市立小中学校教頭会代表
- (5) 海老名市立小中学校総括教諭代表
- (6) 教育委員会(教育部長、教育部次長、就学支援課長、教育支援課長)

(委員長及び副委員長)

第4条 検討委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長には教育部長を、副委員長は委員長の指名をもってこれに充てる。

3 委員長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討委員会の会議は、委員長が招集し、委員長は会議の議長となる。

2 検討委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 検討委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、特に必要と認めた場合又は急施を要する場合は、書類の回議をもって検討委員会の会議に代えることができる。

(関係者の出席等)

第6条 委員長は、必要があると認めたときは関係者の出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(会議の公開)

第7条 検討委員会の会議は、公開とする。ただし、検討委員会が必要であると認めるときは、非公開とすることができる。

2 傍聴の手続き、傍聴人の守るべき事項、その他傍聴に関して必要な事項は別に定める。

(庶務)

第8条 検討委員会の庶務は、教育支援課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営について必要な事項は、委員会に諮って定めることができる。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

議案第 13 号

海老名市立歴史資料収蔵館設置条例施行規則の一部改正について

別紙のとおり、海老名市歴史資料収蔵館設置条例施行規則の一部改正について、議決を求める。

平成 31 年 4 月 25 日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤 文 康

提案理由

閉館時間の変更及び休館日の追加をする目的で、海老名市歴史資料収蔵館設置条例施行規則の一部を改正するため。

海老名市立歴史資料収蔵館設置条例施行規則の一部改正について

歴史資料収蔵館の利用状況等から火曜日を休館日として追加、開館時間も他市類似館も多くが17時閉館としているため、閉館時間を繰り上げる。併せて文言修正及び字句訂正を行う。

1. 歴史資料収蔵館休館日等変更内容

閉館日：月曜日（月曜が祝祭日の場合はその翌日）⇒月曜日、火曜日

開館時間：9：00～17：15 ⇒9：00～17：00

文言修正及び字句訂正箇所：第7条第2、3項、第8条第1項、第11条第1項

2. 開館日減に対する対応

現在、資料のデジタル化を少しずつ行っており、ホームページ上での資料公開を進めていく。

3. 地元周知について

自治会の回覧をお願いする。

（開館時間、休館日とともに歴史資料収蔵館のPR）

4. 今後の予定

4～5月 地元自治会、関係団体等、広報・HP周知

6月1日 施行

海老名市立歴史資料収蔵館設置条例施行規則（案）

（趣旨）

第1条 この規則は、海老名市立歴史資料収蔵館設置条例（平成20年条例第29号）第4条の規定に基づき、海老名市立歴史資料収蔵館（以下「収蔵館」という。）の管理等に関し必要な事項を定める。

（事業）

第2条 収蔵館は、次に掲げる事業を行う。

- （1） 海老名市の歴史、文化等に関する資料（以下「資料」という。）の収集及び保管に関すること。
- （2） 資料の展示及び閲覧に関すること。
- （3） その他教育委員会が必要と認めた事業

（開館時間）

第3条 収蔵館の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。

（休館日）

第4条 収蔵館の休館日は、次に掲げる日とする。

- （1） 月曜日及び火曜日
- （2） 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が特に必要があると認めるときは、臨時に休館し、又は休館日を変更することができる。

（入館の制限）

第5条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、入館を拒み、又は退館させることができる。

- （1） 他人に危害又は迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者
- （2） 収蔵館の資料並びに施設及び設備を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められる者

(3) その他管理上支障があると認められる者

(閲覧の制限)

第6条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する資料について、その全部又は一部の閲覧を制限することができる。

(1) 別表に掲げる個人の秘密に関する情報を含む資料であって、当該情報を公にすることにより、当該個人及びその遺族の権利利益を不当に害するおそれがあるもの

(2) 全部又は一部を、一定期間公開しない条件で寄贈又は寄託を受けた資料であって、指定された期間が経過していないもの

(3) 劣化等保存上の理由から、閲覧に供することが適当でないもの

(4) その他教育委員会が指定するもの

(寄贈及び寄託)

第7条 教育委員会は、資料の寄贈及び寄託を受けることができる。

2 資料の寄贈又は寄託をしようとする者は、資料寄贈（寄託）申込書を教育委員会に提出するものとする。

3 教育委員会は、資料の寄贈又は寄託を承諾したときは、資料寄贈（寄託）承諾書を交付するものとする。この場合において、必要な条件を付することができる。

4 教育委員会は、寄贈及び寄託された資料の管理については、善良な管理者の注意をもってその責に任ずるものとする。

(資料の館外貸出し)

第8条 資料は、次に掲げる者以外には、原則として館外に貸し出さない。

(1) 国立の博物館、博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館及び同法第29条の規定により文部科学大臣の指定した博物館に相当する施設の長

(2) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第21条に規定する公民館の長

(3) 国立の図書館及び図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館の長

- (4) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校の長
- (5) 公文書館法（昭和62年法律第115号）第4条第1項に規定する公文書館の長
- (6) その他教育委員会が適当と認める者

2 資料の館外貸出しを受けようとする者は、資料館外貸出承認申請書を教育委員会に提出し、承認を得なければならない。この場合において、教育委員会は、条件を付することができる。

（寄託を受けた資料の利用制限）

第9条 寄託を受けた資料は、寄託者の承諾がある場合のほかは、館外展示及び館外貸出しを行うことができない。

（貸出し期間）

第10条 資料の貸出し期間は、10日以内とする。ただし、特に必要があると認めるときは、これを延長することができる。

2 教育委員会は、必要があると認めるときは、資料の貸出し期間中であっても当該資料の返還を求めることができる。

（特別利用）

第11条 資料の全部又は一部について、出版物への掲載、展示、番組への放映等を行おうとする者は、教育委員会の承認を受けなければならない。

（委任）

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年6月1日から施行する。

海老名市立歴史資料収蔵館設置条例施行規則（平成25年3月21日教委規則第4号）		新旧対照表	
新（改正案）		旧（現行）	
（趣旨） 第1条 この規則は、海老名市立歴史資料収蔵館設置条例（平成20年条例第29号）第4条の規定に基づき、海老名市立歴史資料収蔵館（以下「収蔵館」という。）の管理等に関し必要な事項を定める。 （事業） 第2条 収蔵館は、次に掲げる事業を行う。 （1） 海老名市の歴史、文化等に関する資料（以下「資料」という。）の収集及び保管に関すること。 （2） 資料の展示及び閲覧に関すること。 （3） その他教育委員会が必要と認めた事業 （開館時間） 第3条 収蔵館の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。 （休館日） 第4条 収蔵館の休館日は、次に掲げる日とする。 （1） 月曜日及び火曜日 （2） 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで 2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が特に必要があると認めるときは、臨時に休館し、又は休館日を変更することができる。 （入館の制限） 第5条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、入館を拒み、又は退館させることができる。 （1） 他人に危害又は迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者 （2） 収蔵館の資料並びに施設及び設備を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められる者 （3） その他管理上支障があると認められる者 （閲覧の制限） 第6条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する資料について、その全部又は		（趣旨） 第1条 この規則は、海老名市立歴史資料収蔵館設置条例（平成20年条例第29号）第4条の規定に基づき、海老名市立歴史資料収蔵館（以下「収蔵館」という。）の管理等に関し必要な事項を定める。 （事業） 第2条 収蔵館は、次に掲げる事業を行う。 （1） 海老名市の歴史、文化等に関する資料（以下「資料」という。）の収集及び保管に関すること。 （2） 資料の展示及び閲覧に関すること。 （3） その他教育委員会が必要と認めた事業 （開館時間） 第3条 収蔵館の開館時間は、午前9時から午後5時15分までとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。 （休館日） 第4条 収蔵館の休館日は、次に掲げる日とする。 （1） 月曜日（月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌日とする。） （2） 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで 2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が特に必要があると認めるときは、臨時に休館し、又は休館日を変更することができる。 （入館の制限） 第5条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、入館を拒み、又は退館させることができる。 （1） 他人に危害又は迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者 （2） 収蔵館の資料並びに施設及び設備を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められる者 （3） その他管理上支障があると認められる者 （閲覧の制限） 第6条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する資料について、その全部又は	

一部の閲覧を制限することができる。 (1) 別表に掲げる個人の秘密に関する情報を含む資料であって、当該情報を公にするることにより、当該個人及びその遺族の権利利益を不当に害するおそれがあるもの (2) 全部又は一部を、一定期間公開しない条件で寄贈又は寄託を受けた資料であって、指定された期間が経過していないもの (3) 劣化等保存上の理由から、閲覧に供することが適当でないもの (4) その他教育委員会が指定するもの (寄贈及び寄託) 第7条 教育委員会は、資料の寄贈及び寄託を受けることができる。 2 資料の寄贈又は寄託をしようとする者は、資料寄贈（寄託）申込書を教育委員会に提出するものとする。 3 教育委員会は、資料の寄贈又は寄託を承諾したときは、資料寄贈（寄託）承諾書を交付するものとする。この場合において、必要な条件を付することができる。 4 教育委員会は、寄贈及び寄託された資料の管理については、善良な管理者の注意をもってその責に任ずるものとする。 (資料の館外貸出し) 第8条 資料は、次に掲げる者以外には、原則として館外に貸し出さない。 (1) 国立の博物館、博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館及び同法第29条の規定により文部科学大臣の指定した博物館に相当する施設の長 (2) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第21条に規定する公民館の長 (3) 国立の図書館及び図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館の長 (4) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校の長 (5) 公文書館法（昭和62年法律第115号）第4条第1項に規定する公文書館の長 (6) その他教育委員会が適当と認める者 2 資料の館外貸出しを受けようとする者は、資料館外貸出承認申請書を教育委員会に提出し、承認を得なければならない。この場合において、教育委員会は、条件を付することができる。	一部の閲覧を制限することができる。 (1) 別表に掲げる個人の秘密に関する情報を含む資料であって、当該情報を公にするることにより、当該個人及びその遺族の権利利益を不当に害するおそれがあるもの (2) 全部又は一部を、一定期間公開しない条件で寄贈又は寄託を受けた資料であって、指定された期間が経過していないもの (3) 劣化等保存上の理由から、閲覧に供することが適当でないもの (4) その他教育委員会が指定するもの (寄贈及び寄託) 第7条 教育委員会は、資料の寄贈及び寄託を受けることができる。 2 資料の寄贈又は寄託を受けようとするときは、資料寄贈（寄託）申込書を提出させるものとする。 3 資料の寄贈又は寄託を承諾したときは、資料寄贈（寄託）承諾書を交付するものとする。この場合において、教育委員会は、必要な条件を付することができる。 4 教育委員会は、寄贈及び寄託された資料の管理については、善良な管理者の注意をもってその責に任ずるものとする。 (資料の館外貸出し) 第8条 資料は、次に掲げる者以外には、原則として館外に貸出さない。 (1) 国立の博物館、博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館及び同法第29条の規定により文部科学大臣の指定した博物館に相当する施設の長 (2) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第21条に規定する公民館の長 (3) 国立の図書館及び図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館の長 (4) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校の長 (5) 公文書館法（昭和62年法律第115号）第4条第1項に規定する公文書館の長 (6) その他教育委員会が適当と認める者 2 資料の館外貸出しを受けようとする者は、資料館外貸出承認申請書を教育委員会に提出し、承認を得なければならない。この場合において、教育委員会は、条件を付することができる。
---	---

一部の閲覧を制限することができる。 (1) 別表に掲げる個人の秘密に関する情報を含む資料であって、当該情報を公にするることにより、当該個人及びその遺族の権利利益を不当に害するおそれがあるもの (2) 全部又は一部を、一定期間公開しない条件で寄贈又は寄託を受けた資料であって、指定された期間が経過していないもの (3) 劣化等保存上の理由から、閲覧に供することが適当でないもの (4) その他教育委員会が指定するもの (寄贈及び寄託) 第7条 教育委員会は、資料の寄贈及び寄託を受けることができる。 2 資料の寄贈又は寄託を受けようとするときは、資料寄贈（寄託）申込書を提出させるものとする。 3 資料の寄贈又は寄託を承諾したときは、資料寄贈（寄託）承諾書を交付するものとする。この場合において、教育委員会は、必要な条件を付することができる。 4 教育委員会は、寄贈及び寄託された資料の管理については、善良な管理者の注意をもってその責に任ずるものとする。 (資料の館外貸出し) 第8条 資料は、次に掲げる者以外には、原則として館外に貸出さない。 (1) 国立の博物館、博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館及び同法第29条の規定により文部科学大臣の指定した博物館に相当する施設の長 (2) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第21条に規定する公民館の長 (3) 国立の図書館及び図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館の長 (4) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校の長 (5) 公文書館法（昭和62年法律第115号）第4条第1項に規定する公文書館の長 (6) その他教育委員会が適当と認める者 2 資料の館外貸出しを受けようとする者は、資料館外貸出承認申請書を教育委員会に提出し、承認を得なければならない。この場合において、教育委員会は、条件を付することができる。	一部の閲覧を制限することができる。 (1) 別表に掲げる個人の秘密に関する情報を含む資料であって、当該情報を公にするることにより、当該個人及びその遺族の権利利益を不当に害するおそれがあるもの (2) 全部又は一部を、一定期間公開しない条件で寄贈又は寄託を受けた資料であって、指定された期間が経過していないもの (3) 劣化等保存上の理由から、閲覧に供することが適当でないもの (4) その他教育委員会が指定するもの (寄贈及び寄託) 第7条 教育委員会は、資料の寄贈及び寄託を受けることができる。 2 資料の寄贈又は寄託を受けようとするときは、資料寄贈（寄託）申込書を提出させるものとする。 3 資料の寄贈又は寄託を承諾したときは、資料寄贈（寄託）承諾書を交付するものとする。この場合において、教育委員会は、必要な条件を付することができる。 4 教育委員会は、寄贈及び寄託された資料の管理については、善良な管理者の注意をもってその責に任ずるものとする。 (資料の館外貸出し) 第8条 資料は、次に掲げる者以外には、原則として館外に貸出さない。 (1) 国立の博物館、博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館及び同法第29条の規定により文部科学大臣の指定した博物館に相当する施設の長 (2) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第21条に規定する公民館の長 (3) 国立の図書館及び図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館の長 (4) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校の長 (5) 公文書館法（昭和62年法律第115号）第4条第1項に規定する公文書館の長 (6) その他教育委員会が適当と認める者 2 資料の館外貸出しを受けようとする者は、資料館外貸出承認申請書を教育委員会に提出し、承認を得なければならない。この場合において、教育委員会は、条件を付することができる。
---	---

(寄託を受けた資料の利用制限) 第9条 寄託を受けた資料は、寄託者の承諾がある場合のほかは、館外展示及び館外貸出しを行うことができない。 (貸出し期間) 第10条 資料の貸出し期間は、10日以内とする。ただし、特に必要があると認めるときは、これを延長することができる。 2 教育委員会は、必要があると認めるときは、資料の貸出し期間中であっても当該資料の返還を求めることができる。 (特別利用) 第11条 資料の全部又は一部について、出版物への掲載、展示、番組への放映等を行おうとする者は、教育委員会の承認を受けなければならない。 (委任) 第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。	
--	--

(寄託を受けた資料の利用制限) 第9条 寄託を受けた資料は、寄託者の承諾がある場合のほかは、館外展示及び館外貸出しを行うことができない。 (貸出し期間) 第10条 資料の貸出し期間は、10日以内とする。ただし、特に必要があると認めるときは、これを延長することができる。 2 教育委員会は、必要があると認めるときは、資料の貸出し期間中であっても当該資料の返還を求めることができる。 (特別利用) 第11条 資料の全部又は一部を 出版物への掲載、展示、番組への放映等を行おうとする者は、教育委員会の承認を受けなければならない。 (委任) 第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。	
---	--

附 則

この規則は、平成31年6月1日から施行する。

